

階 上 町
第2期子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月
青森県階上町

はじめに



急速な少子高齢化の進行による家族形態の変化、就労の多様化、地域のつながりの希薄化など、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化する社会のなか、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくなく、また子育て中の母親の就業率も高まって保育ニーズの多様化も進んでいます。そのため、国をはじめ自治体や地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築することが求められています。

このような状況のなか、本町では平成17年3月に次世代育成支援対策推進法に基づく「階上町次世代育成支援地域行動計画」を、平成22年3月には「階上町次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）」を策定しました。

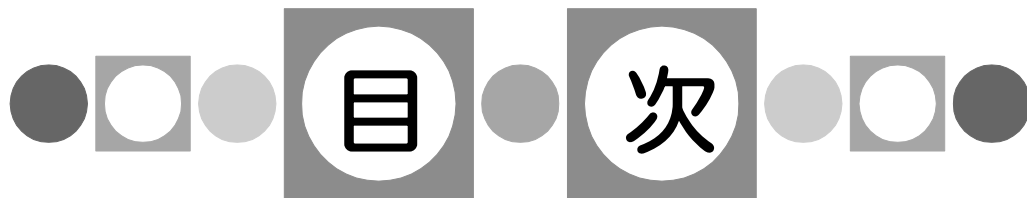
平成24年8月には子ども・子育て関連3法が成立し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組みが定められました。これを受け、本町では、平成26年3月に「子ども・子育て支援法」に基づく「階上町子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月には、「第2期階上町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

新計画では、これまでの子ども・子育て支援事業計画の施策を受け継ぎながら新制度における事業を重点施策として位置づけ、取り組むべき事業・方策の見直しを行いました。「子どもはすくすく 家庭はいきいき みんなで育て、支え合う “ネットワーク” づくりをめざして」を基本理念とし、地域も家庭も相互に協力し合えるまちづくりの推進に取り組んでまいります。

最後に、この計画の策定にあたり貴重なご意見ご提言をいただきました「階上町子ども・子育て会議」の皆様をはじめ、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」「パブリックコメント」に御協力いただきました町民の皆様にご心からお礼申し上げます。

令和2年3月

階上町長 浜谷豊美



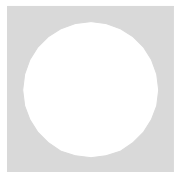
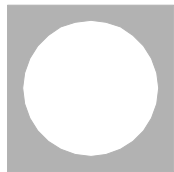
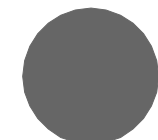
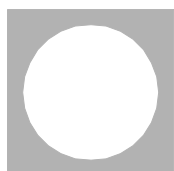
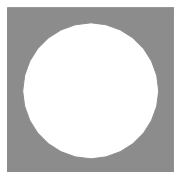
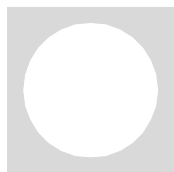
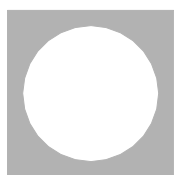
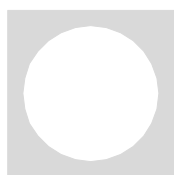
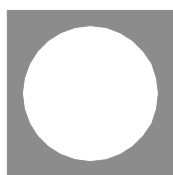
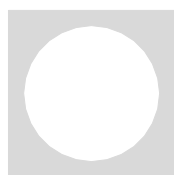
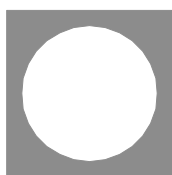
| | |
|-----------------------------------|----|
| 第1章 計画策定にあたって..... | 3 |
| 1 計画策定の趣旨 | 3 |
| 2 計画の位置づけ | 3 |
| 3 他計画との関係 | 4 |
| 4 計画期間..... | 4 |
| 5 計画の策定体制と町民意見の反映 | 5 |
| 6 県や近隣市町村との連携..... | 5 |
| 第2章 子ども・子育て支援の現状と課題..... | 9 |
| 1 本町における人口と子ども人口の状況..... | 9 |
| (1) 人口と子ども人口の推移..... | 9 |
| (2) 合計特殊出生率の推移..... | 10 |
| 2 子育て家庭の状況 | 11 |
| (1) 子育て世帯の推移..... | 11 |
| (2) 子育て世帯の子ども人数と主な保育者 | 12 |
| 3 就労状況..... | 13 |
| (1) 本町の就業率 | 13 |
| (2) 母親の就労状況..... | 14 |
| 4 子育て支援事業の提供体制と利用状況..... | 17 |
| (1) 子育て支援事業の提供体制 | 17 |
| (2) 子育て支援事業の利用状況 | 18 |
| 5 本町の地域特性及び周辺地域と協働した子育て支援の取組..... | 20 |
| 6 本町における課題の整理..... | 21 |
| 第3章 計画の基本理念と基本目標..... | 25 |
| 1 計画の基本理念 | 25 |
| 2 計画の基本目標等 | 26 |
| 3 施策の体系図 | 27 |
| 第4章 子ども・子育て支援の事業展開..... | 31 |
| 1 教育・保育事業等の提供区域..... | 32 |
| 2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の推計..... | 33 |
| (1) 推計の手順 | 33 |
| (2) 子ども人口の推計..... | 34 |
| (3) 家庭類型（現状・潜在）別児童数の算出..... | 35 |

| | |
|--|--------|
| (4) 教育・保育事業のニーズ量見込み..... | 36 |
| (5) 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込み..... | 37 |
| 3 施設型事業..... | 38 |
| (1) 教育施設（幼稚園、認定こども園）..... | 38 |
| (2) 保育施設（認可保育所、認定こども園）..... | 38 |
| (3) 認定こども園..... | 39 |
| (4) 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保の 内容..... | 39 |
| 4 地域型保育事業..... | 40 |
| (1) 小規模保育事業..... | 40 |
| (2) 家庭的保育事業..... | 40 |
| (3) 事業所内保育事業..... | 40 |
| (4) 居宅訪問型保育事業..... | 40 |
| 5 相談支援事業..... | 40 |
| (1) 利用者支援事業..... | 40 |
| (2) 地域子育て支援拠点事業..... | 41 |
| 6 訪問系事業..... | 42 |
| (1) 乳児家庭全戸訪問事業..... | 42 |
| (2) 養育支援訪問事業..... | 42 |
| 7 通所系事業..... | 43 |
| (1) 子育て短期支援事業..... | 43 |
| (2) 一時預かり事業..... | 44 |
| (3) 時間外保育事業..... | 44 |
| (4) 病児保育事業..... | 45 |
| (5) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）..... | 46 |
| 8 その他事業..... | 47 |
| (1) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）..... | 47 |
| (2) 妊婦健康診査..... | 48 |
| (3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業..... | 49 |
| (4) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業..... | 49 |
| (5) 子育てのための施設等利用給付事業【新設】..... | 49 |
| (6) 子どもの貧困対策への取り組み【新設】..... | 49 |
| 第5章 次世代育成支援の施策展開..... | 53 |
| 基本目標1 保育所・学校等を中心とした子どもの健やかな成長を支援する体 制づくり..... | 54 |
| 推進施策1 子どもたちの居場所づくり..... | 54 |
| 推進施策2 特色ある教育環境づくり..... | 55 |

| | | |
|--------|---|----|
| 基本目標 2 | 子育てをするすべての家庭に、気軽な相談やサービス を利用できる仕組みづくり | 58 |
| 推進施策 1 | 子育てに関する相談・情報提供や親たちの交流できる場づくり | 58 |
| 推進施策 2 | 母子の健康と子どもの健やかな成長への支援 | 60 |
| 推進施策 3 | 子育て支援に関する行政等のサービスの充実 | 68 |
| 基本目標 3 | 地域も家庭も相互に協力し合えるまちづくりの推進 | 69 |
| 推進施策 1 | 見守り・支える子育て支援の充実 | 69 |
| 推進施策 2 | ともに支えあう協力体制づくり | 72 |
| 基本目標 4 | 児童虐待防止や貧困対策を含めた、安心・安全な子育て環境づくり | 74 |
| 推進施策 1 | 児童虐待防止や貧困対策の支援の充実 | 74 |
| 推進施策 2 | 子どもを安心して育てられる環境づくり | 76 |
| 推進施策 3 | 子どもを守る“地域力”の向上 | 78 |
| 第6章 | 計画の推進体制 | 83 |
| 1 | 推進体制の整備 | 83 |
| 2 | 関連機関や民間企業との連携 | 84 |
| 3 | 計画の進行管理および計画の点検・評価 | 84 |
| 資料編 | | 87 |
| 1 | 国における少子化対策の経緯 | 87 |
| 2 | 制度の事業体系 | 88 |
| | (1) 子どものための教育・保育給付 | 88 |
| | (2) 地域子ども・子育て支援事業の種類 | 89 |
| | (3) 保育の必要性の認定について | 89 |
| 3 | 保育料の無償化について | 91 |
| | (1) 保護者負担について | 91 |
| | (2) 無償化の対象となる子どもについて | 92 |
| 4 | 子ども・子育て会議 | 93 |
| | (1) 設置条例 | 93 |
| | (2) 委員名簿 | 96 |
| | (3) 会議の開催日と審議内容 | 97 |

第 1 章

計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成24年8月に、「子ども・子育て関連3法」が成立し、3法の一つである「子ども・子育て支援法」では「我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」ことを目的としています。

子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。

また、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭に対し、身近な地域において法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、関連する諸制度との連携を図り、必要な場合には、これらの子どもに対する適切な保護及び援助の措置を講じることにより、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することをめざす必要があります。

階上町（以降「本町」という。）では、国の少子化対策^{*}と連動して平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成16年度に階上町次世代育成支援地域行動計画（前期計画）を策定し、平成21年度改訂の後期計画では、社会情勢のさらなる変化や、より多様化する町民ニーズにも対応できるよう前期計画を評価・検討し、新たに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現する視点を追加するなど、必要な見直しを行いました。

そして、平成27年4月から、子ども・子育て支援に関わる現在の利用状況や潜在的な利用希望を含めたニーズを把握した上で、町内における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容とその実施時期等を盛り込んだ「階上町子ども・子育て支援事業計画」を作成し、この計画をもとに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施してまいりました。今回策定した令和2年4月からの「第2期階上町子ども・子育て支援事業計画」（以降「本計画」という。）では、より子どもを主体とした支援を進めるため、虐待予防のためのネットワークづくりや子どもの貧困問題に対する対策を追加し、引き続き質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。また、平成26年4月に改正次世代育成支援対策推進法が成立し法の有効期限が10年間延長されたため、これまで町が取り組んできた次世代育成支援地域行動計画も踏まえながら、子ども・子育て支援に係る様々な分野の施策を総合的・一体的に進めるため、既存計画との整合性を図って推進していきます。

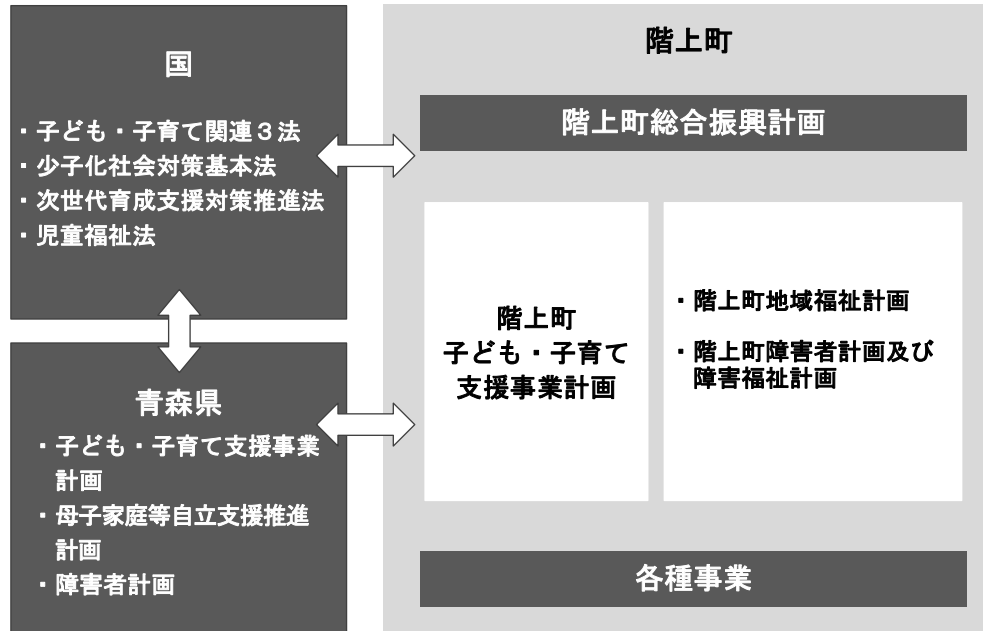
^{*}国の少子化対策の経緯と子ども・子育て支援制度の説明は、資料編の101頁に記載しています。



3 他計画との関係

本計画の策定にあたっては、上位計画である「階上町総合振興計画」のもとに関連する「階上町地域福祉計画」「階上町障害者計画及び階上町障害福祉計画」、並びに県計画である「青森県子ども・子育て支援事業計画」等との整合性を図るよう取り計らいました。

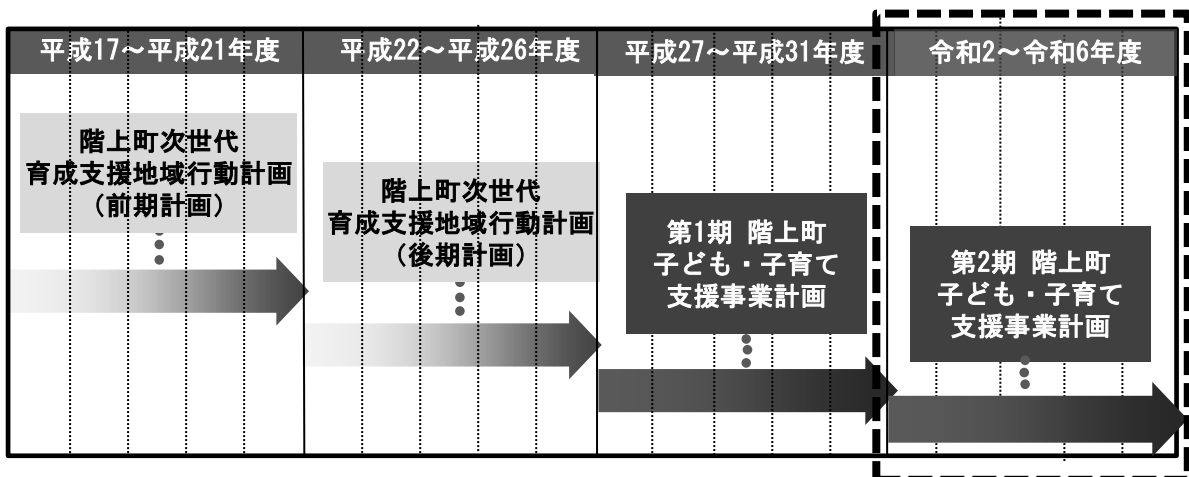
図1.1 他計画との連携



4 計画期間

本計画の期間は、法律に基づき令和2年度から令和6年度までの5年間とし、令和元年度に策定しました。ただし、国や青森県の行政施策の動向等、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じた見直しを行い、計画の拡充を図ることとします。

図1.2 計画期間



5 計画の策定体制と町民意見の反映

計画の策定体制については、子どもの保護者、学識経験者、関係団体代表などから構成される「階上町子ども・子育て会議」を設置し、計画策定に向けて事業のあり方や事業ニーズ量などの必要な項目について審議を行い、その結果を計画書に反映しました。

また、本町の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を行いました。調査結果から得られた子育ての現状や今後子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定を行うための基礎資料として活用しました。計画書（最終案）ができた段階においてパブリックコメントを行い、町民からの計画に対する意見等を精査しながら必要に応じて計画書に反映するなど、町民意見の反映に努めました。

図1.3 計画の策定体制

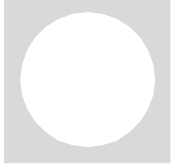
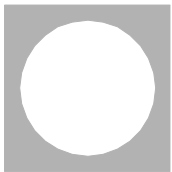
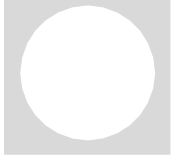
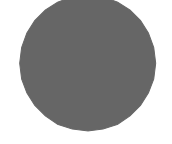
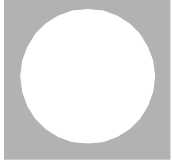
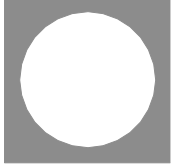
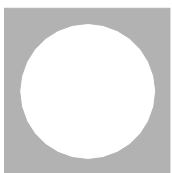
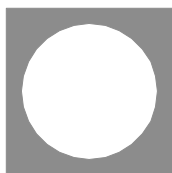
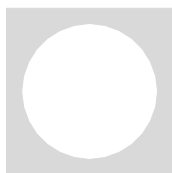
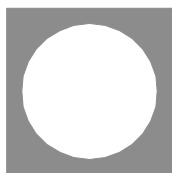


6 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策の検討にあたっては、庁内の関係部署が県や近隣市町村と協議・調整を行いながら、町民のニーズに対応できるよう相互に連携を図りました。

第 2 章

子ども・子育て支援の現状と課題



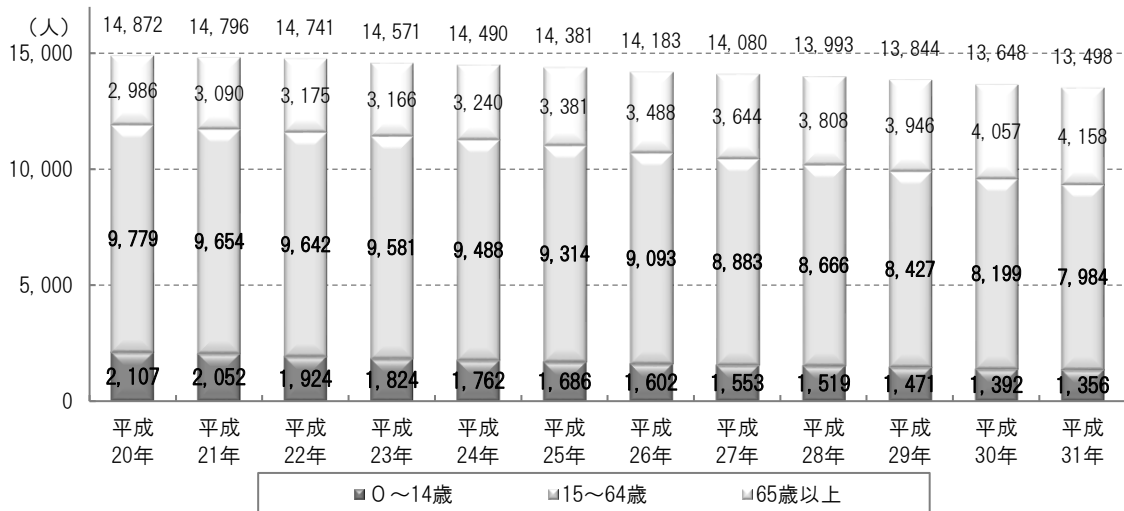
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

1 本町における人口と子ども人口の状況

(1) 人口と子ども人口の推移

本町の人口は平成17年以降減少傾向にあり、3階級別人口をみると、老年人口（65歳以上）は増加する一方、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（0～14歳）は減少しています。

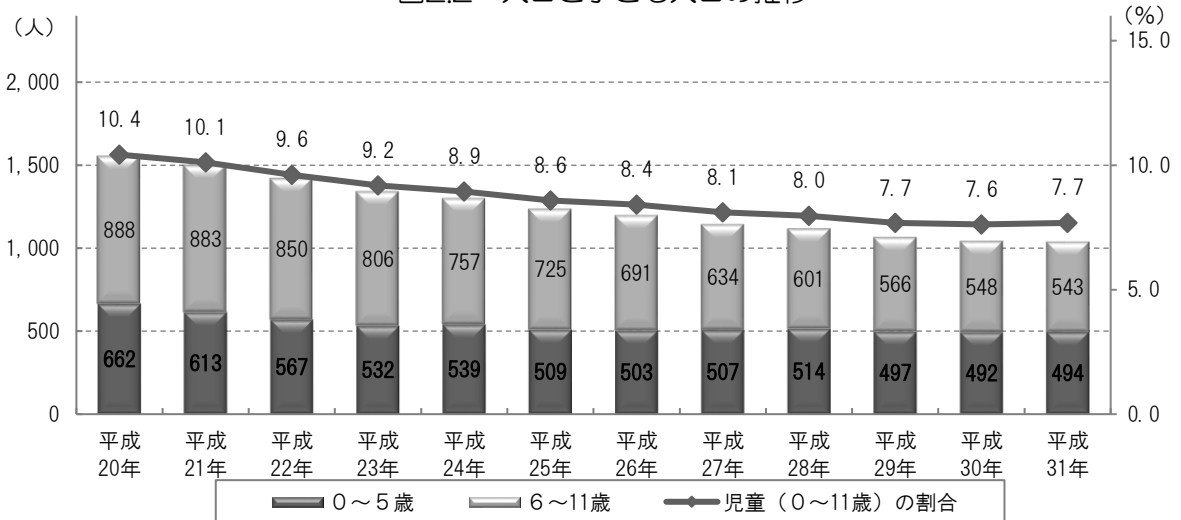
図2.1 3階級別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

子ども人口（就学前児童及び小学校児童）もまた減少していることから、総人口に対する児童（0～11歳）の割合は徐々に低下していますが、低下割合が緩やかになってきました。

図2.2 人口と子ども人口の推移

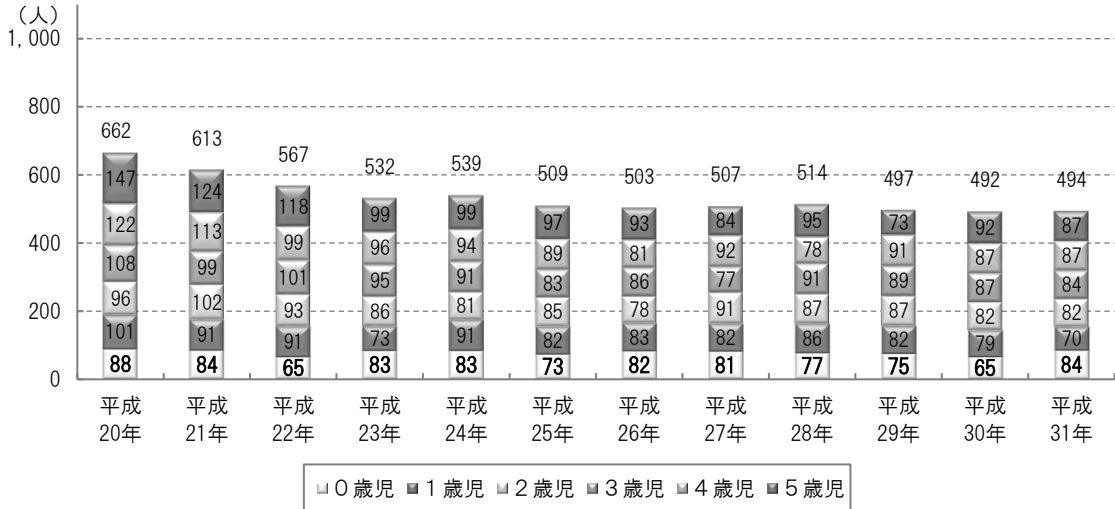


※児童（0～11歳）の割合は総人口に占める児童の割合

資料：住民基本台帳（各年3月31日）

さらに就学前児童（0～5歳）の1歳階級別人口推移をみると、平成20年から平成25年にかけて大きく減少したのちは、平成26年から平成31年にかけて多少の増減を繰り返しながら緩やかに減少しています。

図2.3 0～5歳児の人口推移

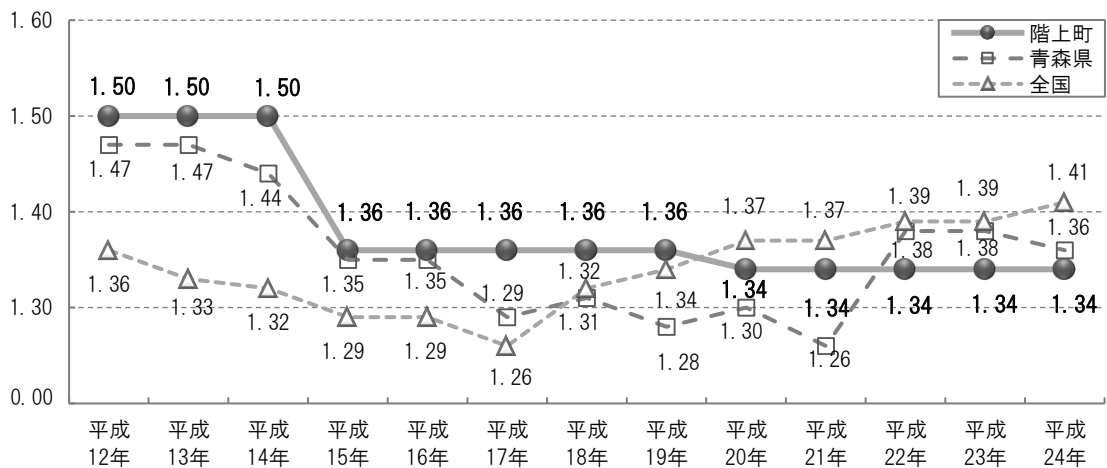


資料：住民基本台帳（各年3月31日）

(2) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は、平成19年まで県同様に低下しており、平成22年に県が上昇傾向に転じた後も引き続き低下が続き、以降は全国・県を下回っています。

図2.4 合計特殊出生率の推移

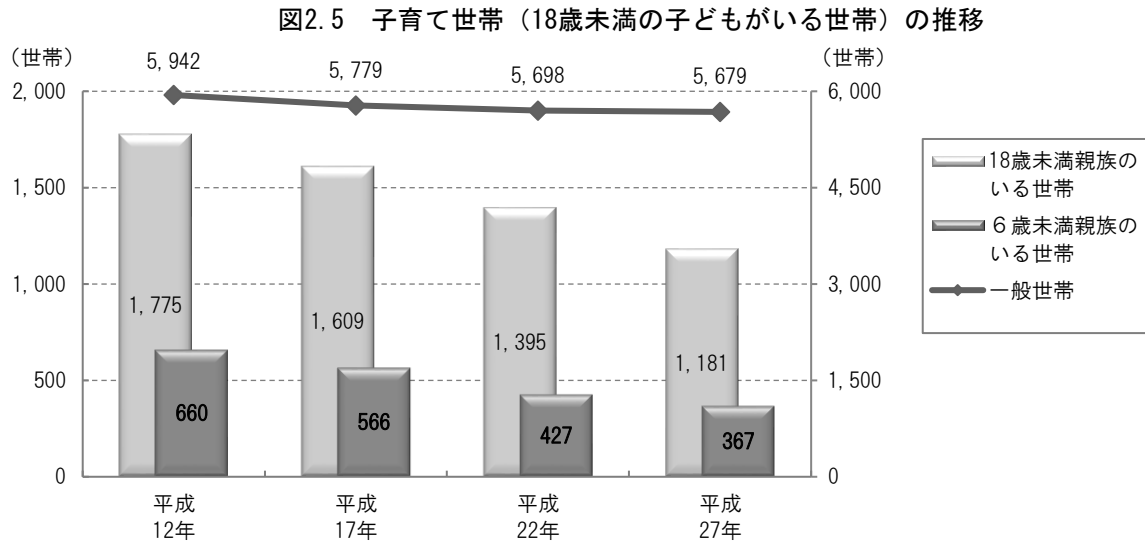


資料：青森県健康福祉部福祉政策課からの人口動態統計

2 子育て家庭の状況

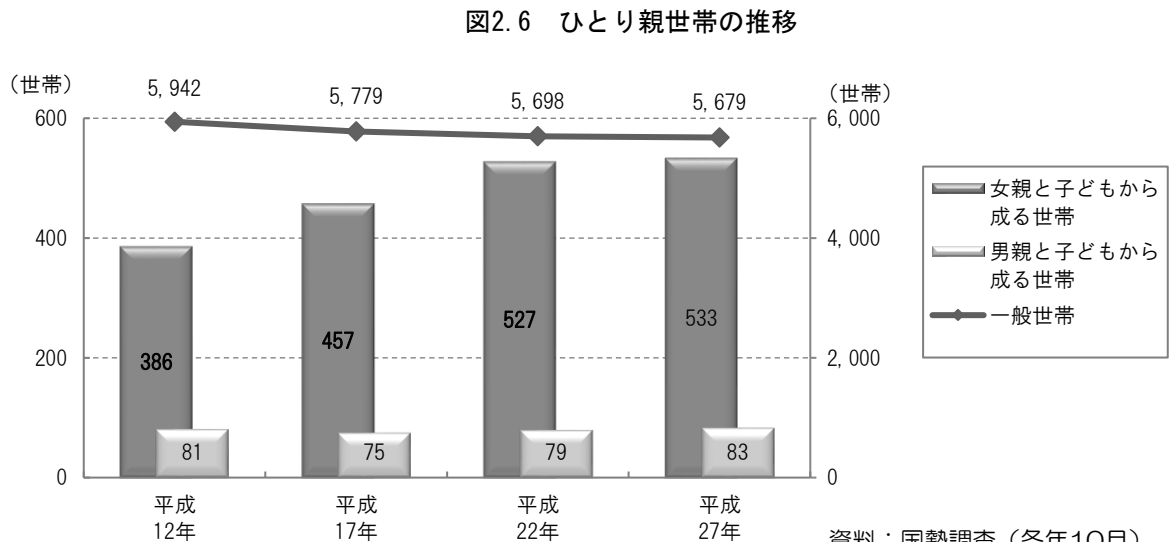
(1) 子育て世帯の推移

平成12年から平成27年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯、6歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯ともに減少しています。



資料：国勢調査（各年10月）

また、ひとり親世帯の推移をみると、女親と子どもから成る世帯は平成12年から平成17年にかけて大きく増加していますが、平成27年は横ばいとなっています。男親と子どもから成る世帯はほぼ横ばいとなっています。

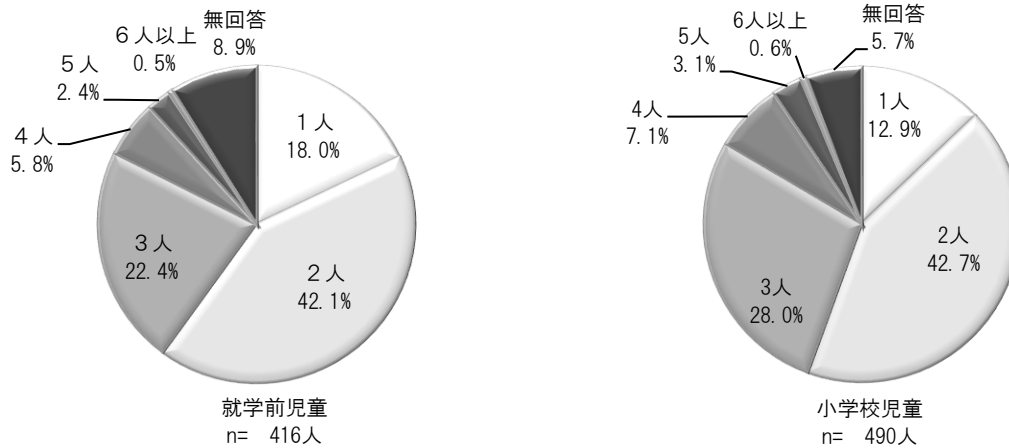


資料：国勢調査（各年10月）

(2) 子育て世帯の子ども人数と主な保育者

調査結果をみると、回答された就学前児童の世帯に対する子どもの人数は、「2人」が最も多く、次いで「3人」「1人」の順となっています。小学校児童でも同様の順となり、「2人」以上の世帯が多くなっています。

図2.7 子育て世帯の子ども人数



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成31年1月）

また、就学前児童の世帯で日常的に子育てに関わっている方（施設含む）は、「父母共に」が最も多く、次いで「認定こども園」「祖父母」「保育園」の順となっています。その一方で、育児するうえで孤立状態となる「（親族等協力者は）いずれもない」方は7.9%となっています。

図2.8 日常的に子育てに関わっている方

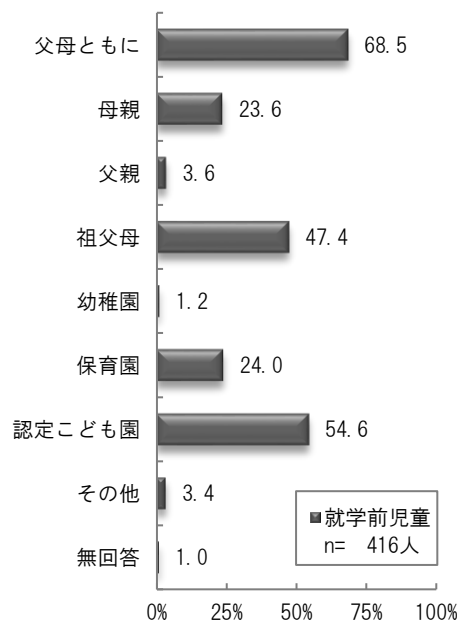
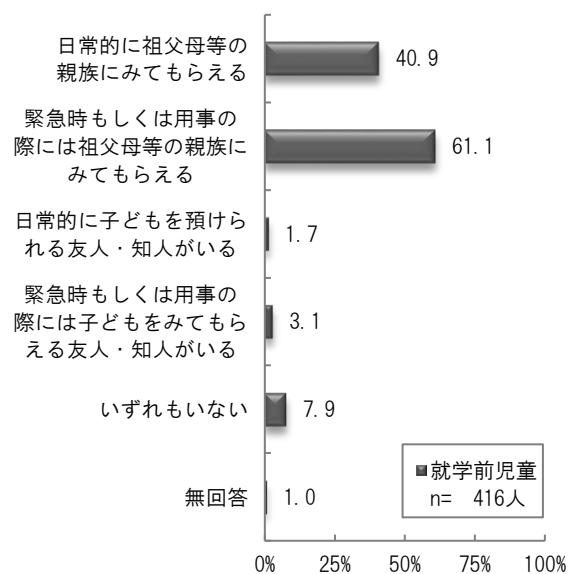


図2.9 主な親族等協力者の状況



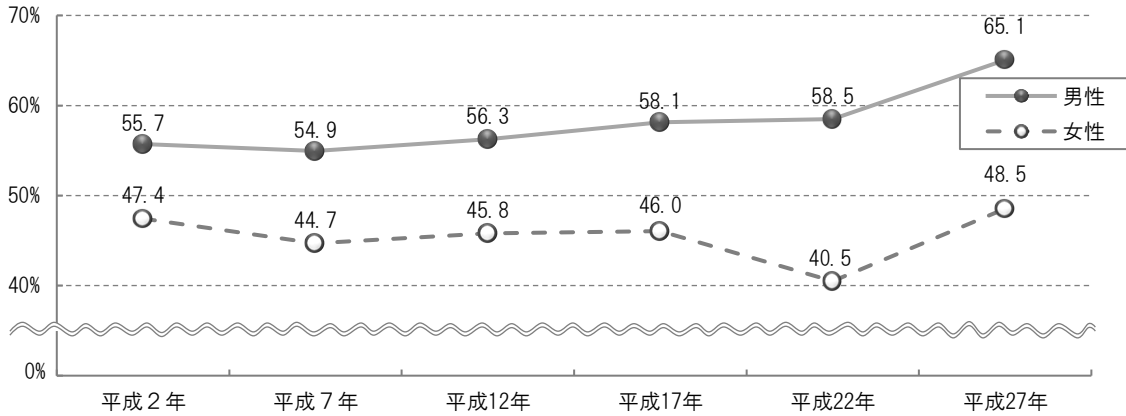
資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成31年1月）

3 就労状況

(1) 本町の就業率

本町の15歳以上の就業率をみると、男性の就業率は増加傾向にあり、女性は、平成22年に大きく低下しましたが、回復傾向にあります。

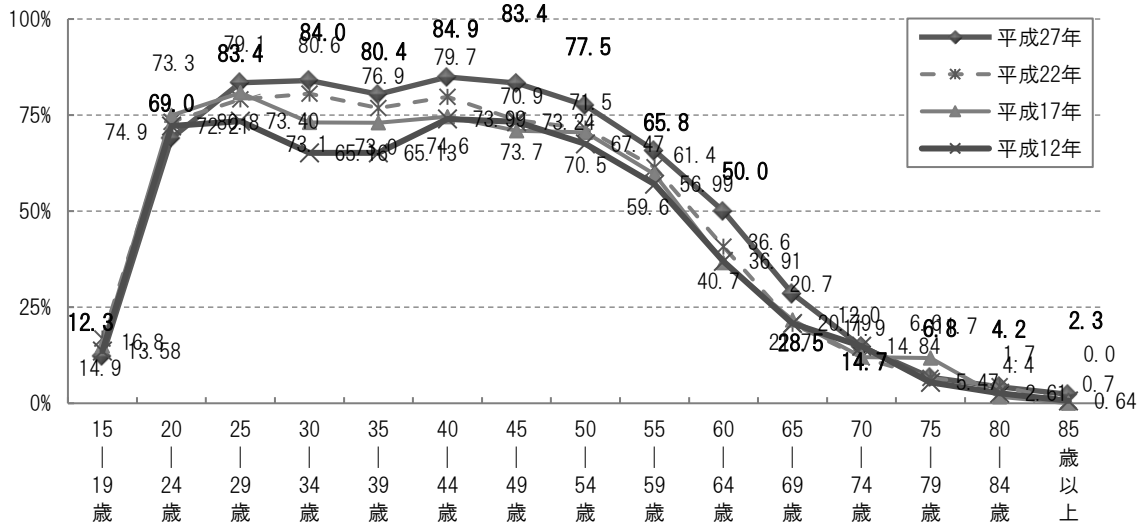
図2.10 男女別就業率の推移



資料：国勢調査（各年10月）

女性の年齢別労働力率は、平成12年には25～65歳まで就業率は高まっています。今後も引き続き、子どもの育児（子育て）期間でも就業できるような環境整備が求められます。

図2.11 女性の年齢別労働力率

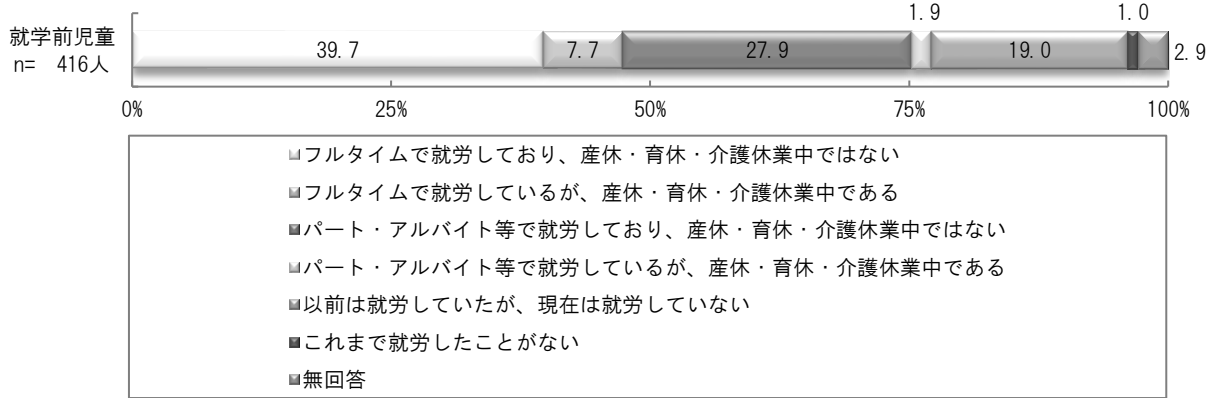


資料：国勢調査（各年10月）

(2) 母親の就労状況

母親の就労状況は、フルタイム等の就業形態にかかわらず「就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」方は6割を超え、現在「産休・育休・介護休業中である」方が1割弱となっています。

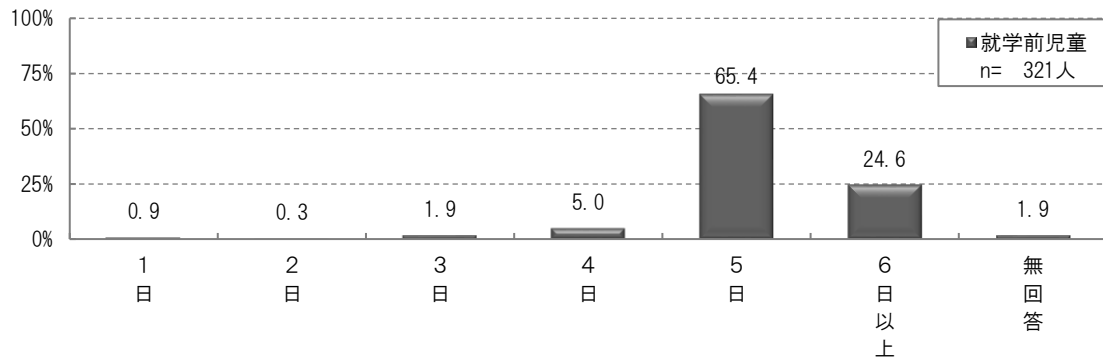
図2.12 母親の就労状況



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成31年1月）

母親の就労日数をみると、「5日」が最も多くなっていますが、「6日以上」も24.6%あることから、必要に応じた休日保育事業の整備が必要となります。

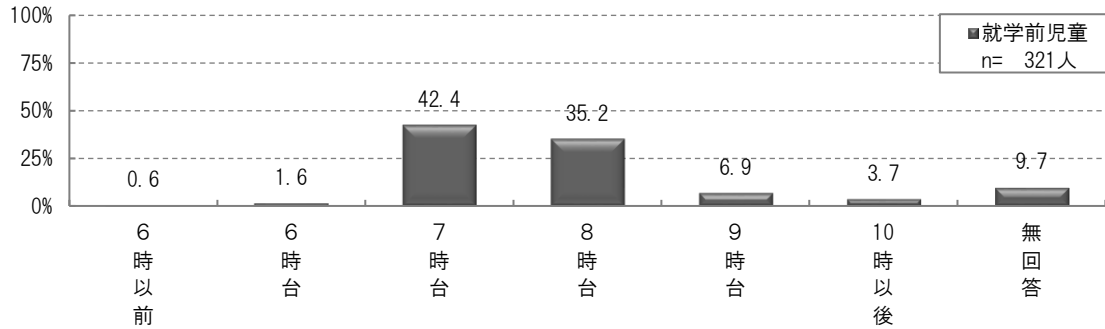
図2.13 母親の就労日数



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成31年1月）

母親の出勤時間をみると、「7時台」「8時台」が多くなっています。

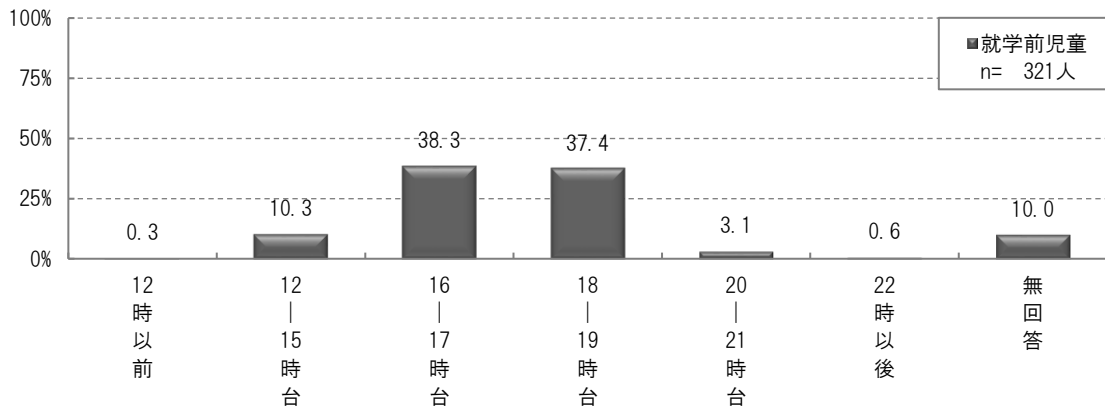
図2.14.1 母親の出勤時間



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成31年1月）

一方、帰宅時間は「20-21時台」以降の方が少ないことから、「18-19時台」まで利用できる延長保育の整備が必要となります。

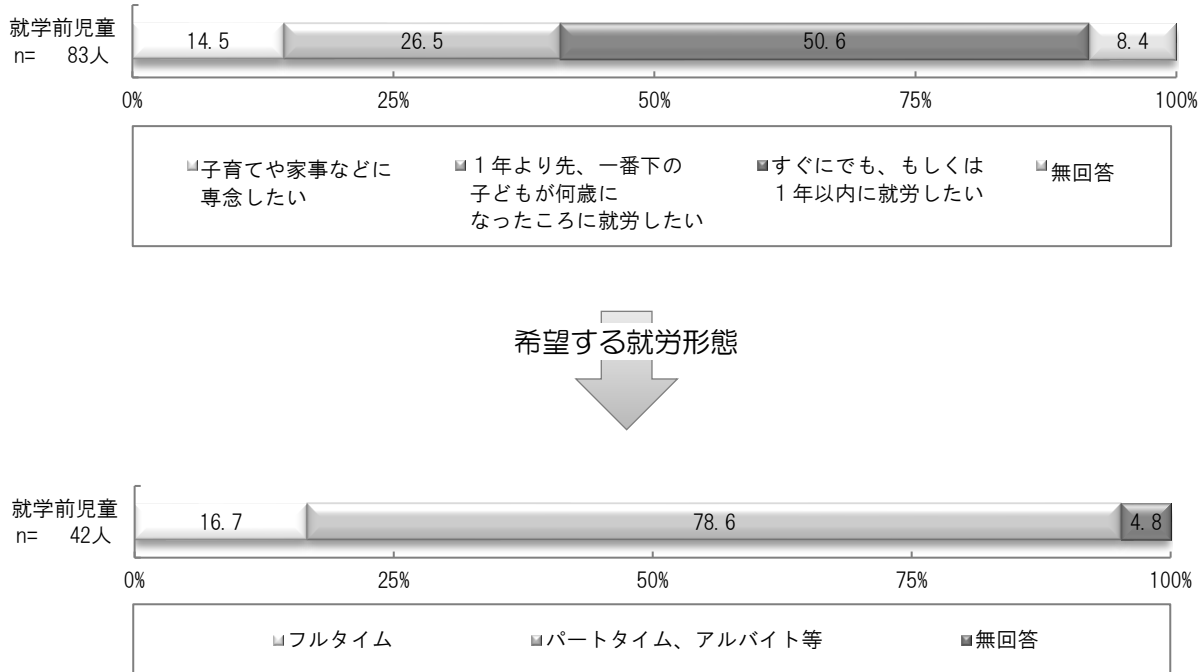
図2.14.2 母親の帰宅時間



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成31年1月）

現在就労していない母親の今後の就労希望をみると、「1年以内に就労したい」方が5割あり、希望する就労形態は「フルタイム」が16.7%、「パートタイム、アルバイト等」が78.6%であることから、教育・保育事業の潜在的な利用希望者が見込まれます。

図2.15 就労していない母親の今後の就労希望



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成31年1月）

4 子育て支援事業の提供体制と利用状況

(1) 子育て支援事業の提供体制

本町の子育て支援事業の提供体制は、令和元年10月時点において下表のとおりとなっています。また近年、幼児期の教育・保育事業において待機児童はいません*でした。

表2.1 子育て支援事業の提供体制（令和元年10月）

| 子育て支援サービス事業名 | | 単位 | 施設数等 | 定員数(人) |
|---------------|--------------------------|----|------|--------|
| 1 幼児期の教育・保育事業 | | | | |
| | 幼稚園 | か所 | 0 | 0 |
| | 認定こども園 | か所 | 3 | 315 |
| | 認可保育所 | か所 | 1 | 45 |
| 2 地域型保育事業 | | | | |
| | 小規模認可保育所 | か所 | 0 | 0 |
| | 家庭的保育 | か所 | 0 | 0 |
| | 居宅訪問型保育 | か所 | 0 | 0 |
| | 事業所内保育施設 | か所 | 0 | 0 |
| | 自治体の認証・認定の保育所 | か所 | 0 | 0 |
| | 認可外保育施設 | か所 | 0 | 0 |
| 3 地域の子育て支援事業 | | | | |
| | 子育て短期支援事業 | か所 | 0 | 0 |
| | 地域子育て支援拠点事業 | か所 | 1 | — |
| | 一時預かり事業 | か所 | 1 | 5 |
| | 病児・病後児保育事業 | か所 | 0 | 0 |
| | ファミリー・サポート・センター事業(預かり会員) | 人 | 5 | — |
| | 放課後児童クラブ(学童保育) | か所 | 4 | 133 |

*他に入所可能な保育所があっても、特定の保育所を希望し待機しているなどの場合は待機児童の人数に含めません。

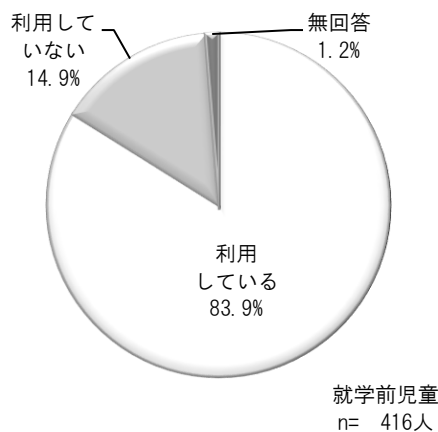
資料：健康福祉課調べ

(2) 子育て支援事業の利用状況

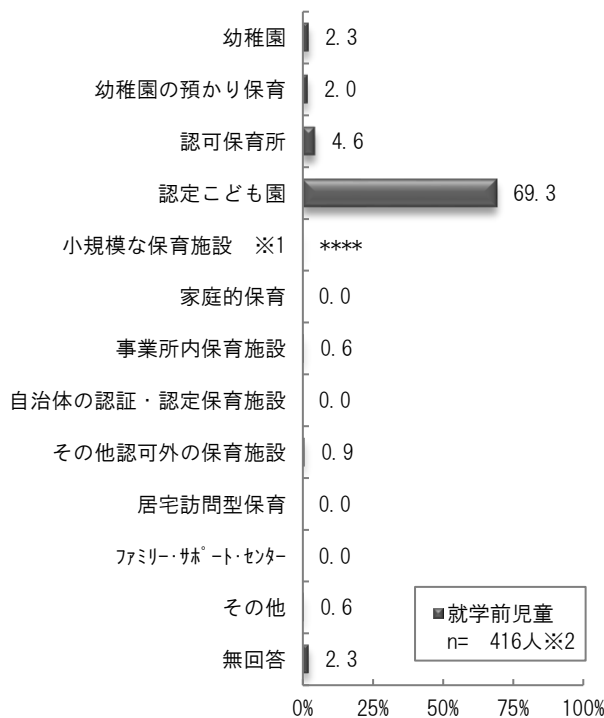
定期的な教育・保育事業（全体）を利用している就学前児童は83.9%あり、利用者のほとんどが「認定こども園」を利用しています。また、「幼稚園」「認可保育園」「幼稚園の預かり保育」「その他認可外の保育施設」「事業所内保育施設」などの利用も少数あるようです。

また、今後の利用については、「認定こども園」の利用希望割合が最も高いほか、「認可保育園」「幼稚園」で約2割、「幼稚園の預かり保育」で約6.3%の利用希望があります。

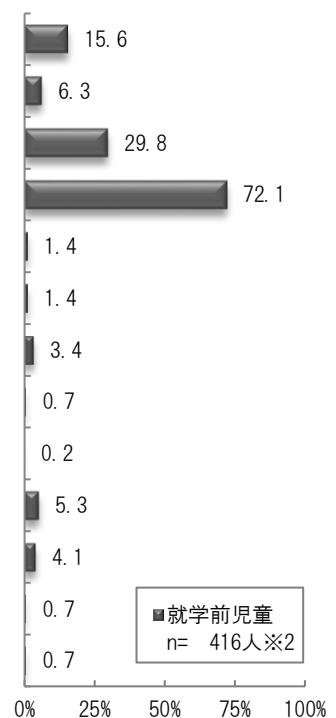
図2.16 定期的な教育・保育事業の利用状況



利用中の定期的な教育・保育事業



希望する定期的な教育・保育事業



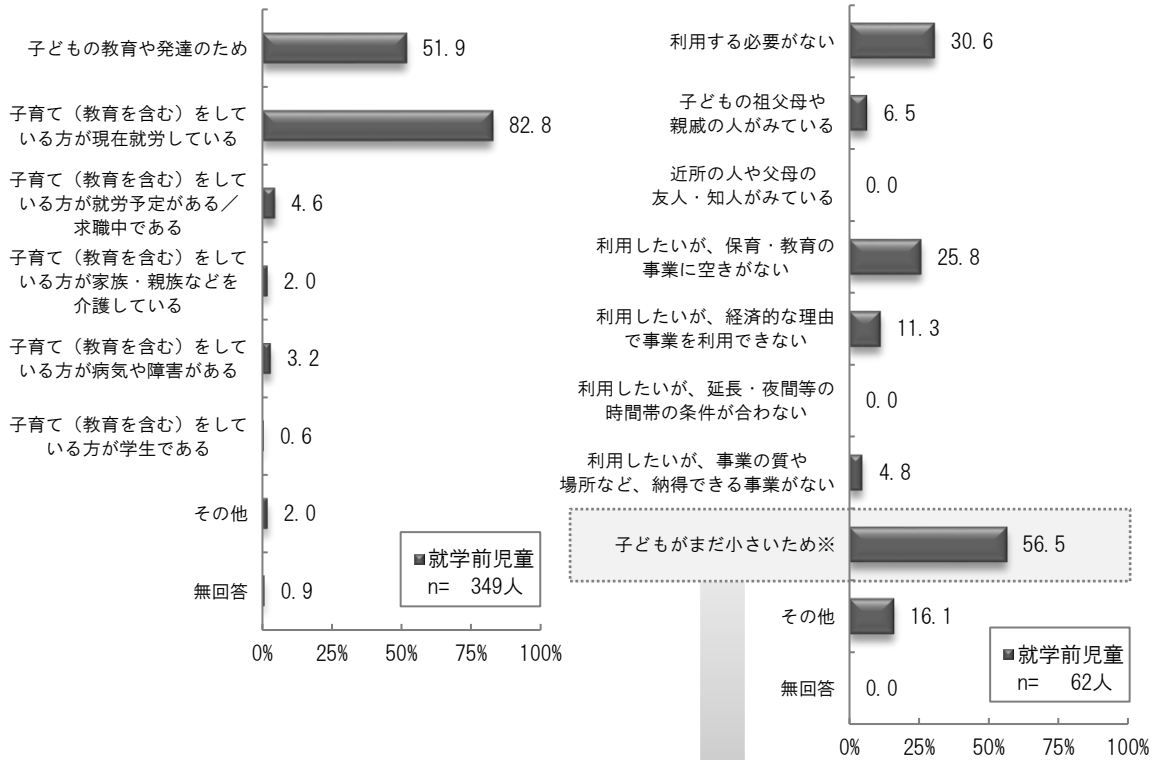
※1 「小規模な保育施設」は、本町では実施していません。

※2 利用中の定期的な教育・保育事業の割合は、希望と同じ母数416人としました。

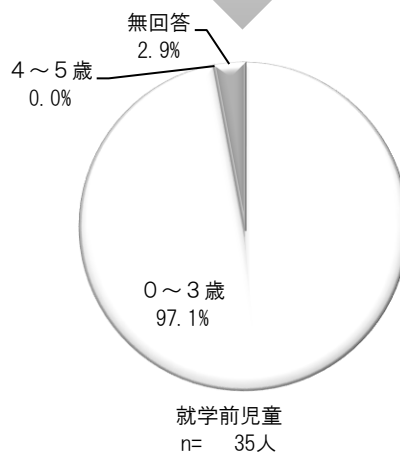
資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成31年1月）

定期的な教育・保育事業を利用している方のほとんどは、「現在就労している」「子どもの教育や発達のため」に預けているようです。また、利用していない方は「子どもがまだ小さいため」が5割あり、そのうち8割以上が「0～3歳」での教育や保育を希望しています。他方、「利用する必要がない」方も3割を超えています。

図2.17 定期的な教育・保育事業を利用する理由と未利用理由



※（何歳になったら利用しようと考えている。）



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成31年1月）

5 本町の地域特性及び周辺地域と協働した子育て支援の取組

青森県の最東南端に位置する階上町は、県内で一番早く朝日が昇る「ひかり生ず」まちです。

町のシンボルは平成25年5月「三陸復興国立公園」に、平成25年9月「日本ジオパーク」に指定された標高740mの階上岳（通称：臥牛山）と、三戸郡下でただひとつ延長5.5キロメートルの階上海岸です。また、北三陸の磯資源と、それを育む階上岳の自然資源を巡る「みちのく潮風トレイル」が平成25年11月に開通し、町の美しい自然を多くの方々に味わっていただくことができます。

交通網の大動脈である国道45号線と八戸南道路・八戸南環状道路の開通により、利便性が良くなる一方で生活圏の広域化に伴い、都市機能を依存する傾向がみられ、住民の生活様式も都市部へ流出する傾向がうかがえます。

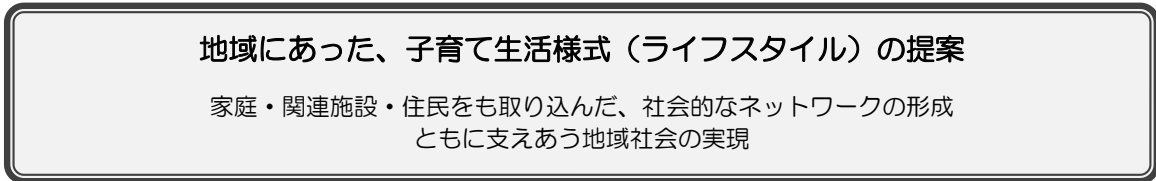
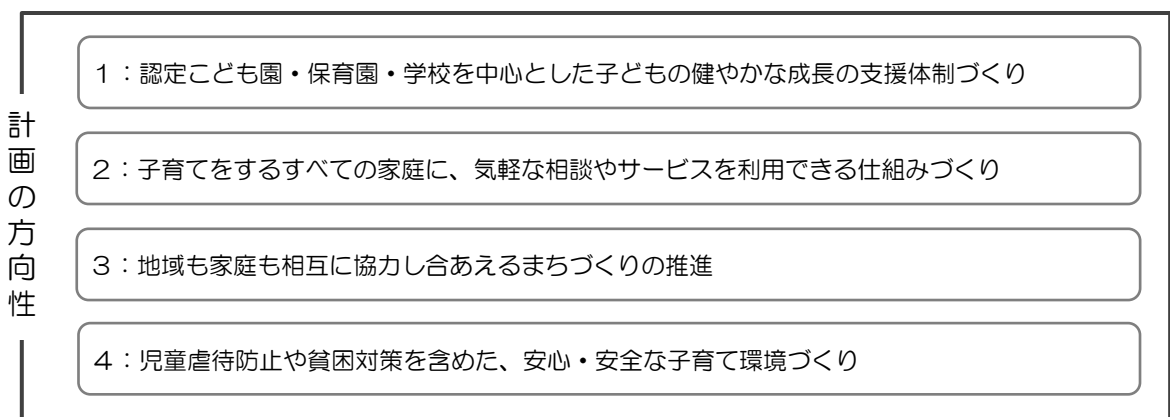
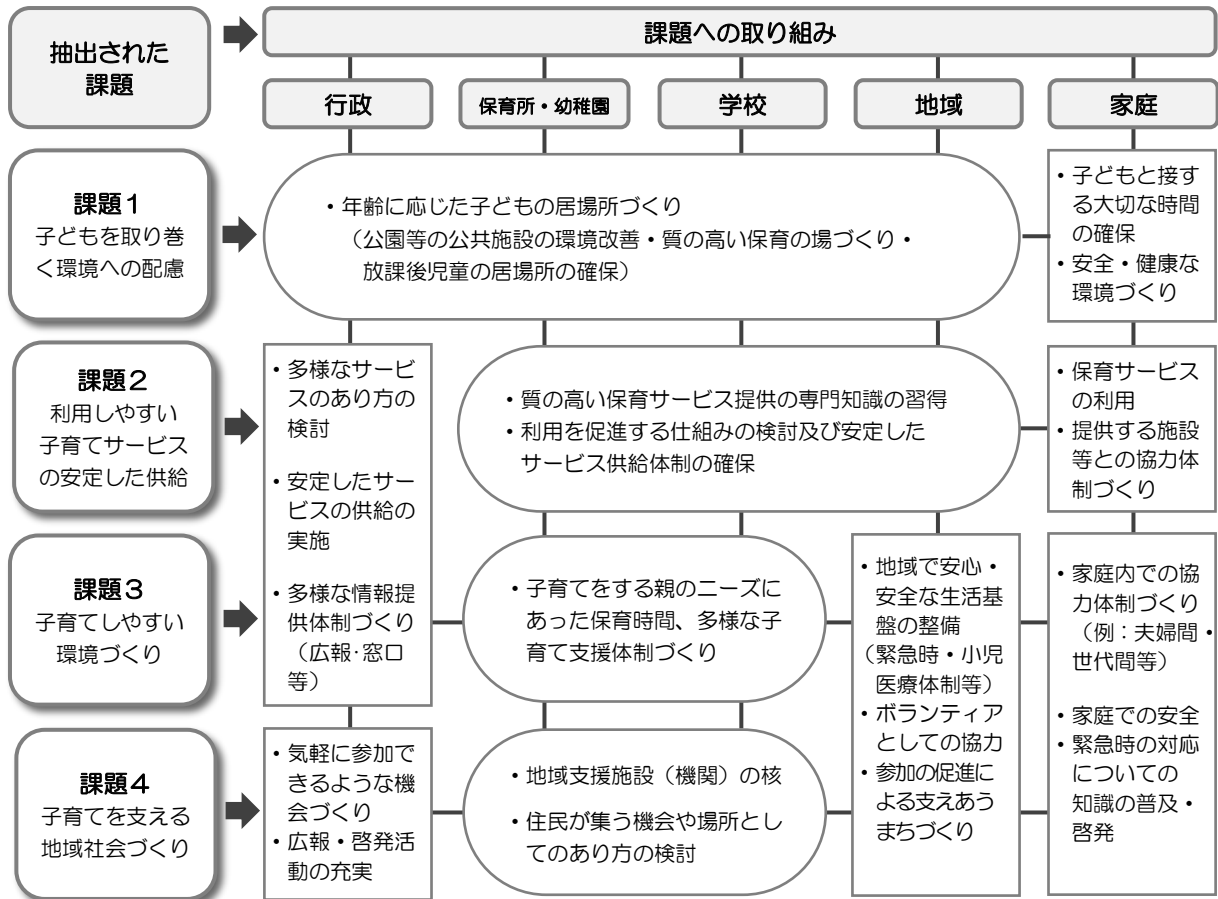
また、階上町では八戸圏域連携中枢都市圏（八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村・おいらせ町）の構成市町村と連携し、安心して子育てができる環境が整備されています。具体的な事業として、①地域子育て支援拠点事業、②一時預かり事業、③休日保育事業、④ファミリー・サポート・センター事業、⑤子育てつどいの広場、⑥子育てサロン事業などを実施し、圏域内の住民の子育て支援の充実を図っています。

図2.18 八戸圏域連携中枢都市圏の位置図



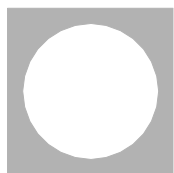
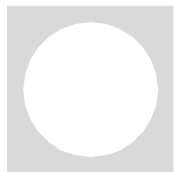
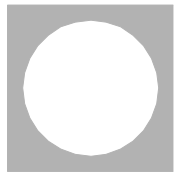
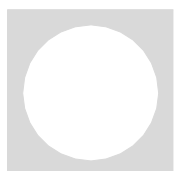
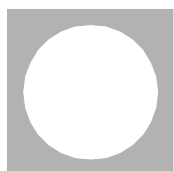
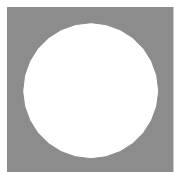
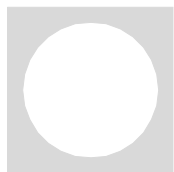
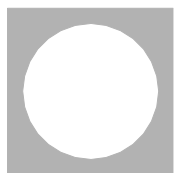
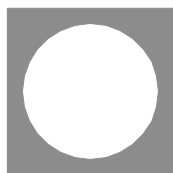
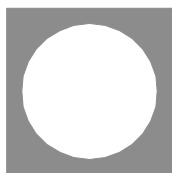
6 本町における課題の整理

抽出された課題を、取り組むべき主体ごとに整理し、「階上町子ども・子育て支援事業計画」における課題への取り組み、施策の方向性を以下のように位置づけます。



第 3 章

計画の基本理念と基本目標



第3章 計画の基本理念と基本目標

1 計画の基本理念

階上町の子育てを支援していくためには、子どもの幸せを一番に考えると同時に、子どもを育てる親（保護者）や家庭が子育て生活を楽しみ、そのうえで多様な生活を送ることのできる「ゆとり」が必要となっています。そのためには子育て支援サービスの利用者向上への工夫、地域住民や民間活力を十分に活用すること等により、階上町の子どもたちをみんなで育てるという意識が大切です。

本計画では、基本理念を

子どもはすくすく 家庭はいきいき
みんなで育て、支えあう“ネットワーク”づくりをめざして

とし、階上町で育つ子どもとして地域でともに支えあう“ネットワーク”づくりをめざします。また階上町では、こうした地域の、“ネットワーク”の形成を推進するとともに、階上町で子育てをする家庭の多様な生活様式（ライフスタイル）にあった支援サービスを発信・提供をめざします。

2 計画の基本目標等

本計画の基本目標をつぎのように定めます。

基本目標1 認定こども園・保育所・学校を中心とした子どもの健やかな成長を支援する体制づくり

本町における子どもたちの多くは、就学前には「認定こども園・保育所」、就学時には町の「学校」に通い、この町で成長していきます。そのなかで、何かあったときや子育てについての困りごとがあるときに地域で支えあい、集まりやすい場（中心）となるのは、こうした「認定こども園・保育所」「学校」です。したがって「認定こども園・保育所」「学校」を町の子育ての中心に据え、地域住民や保健所等の関係機関等、さまざまな団体・機関ができるかぎり協力・連携することによって、階上町ならではの子どもの成長、子育てをサポートできる体制づくりをめざします。

基本目標2 子育てをするすべての家庭に、気軽な相談やサービスを利用できる仕組みづくり

階上町で子育て家庭がゆとりをもって子育てをおこなっていくためには、安心して子どもを産み、そして育てていくことができる環境であることが大切になります。

安心して出産に臨める体制、母子保健や保育サービス、子育て家庭同士の交流の場や子育てのなかで陥りやすい不安や悩みを気軽に相談、リフレッシュできる体制等、妊娠婦時期から子どもの成長に応じて求められる子育て支援が受けやすい仕組みづくりをめざします。

基本目標3 地域も家庭も相互に協力し合えるまちづくりの推進

近年では、「仕事と育児の両立」のように、子どもを育てながらも多様な生活を選択する子育て家庭の親達が増え、こうした生活様式（ライフスタイル）にあった子育て支援をめざすために、家庭では現行の社会制度を最大限に活用したよりよい環境づくりが求められています。また、次の世代へ階上町の地域性や環境を引き継いでいくためにも、階上町の将来を担う子ども達の成長は、家庭だけが負うものではなく、地域全体が家庭の目の届かないところでの子どもの行動を温かく、ときには注意の目で見守り、相互に支えあう必要があります。

そこで本計画では、家庭と地域が関わりあう機会をつくりながら、子育てを通じて自然に地域と家庭が協力し合い、次代の階上町を創りだすまちづくりを推進します。

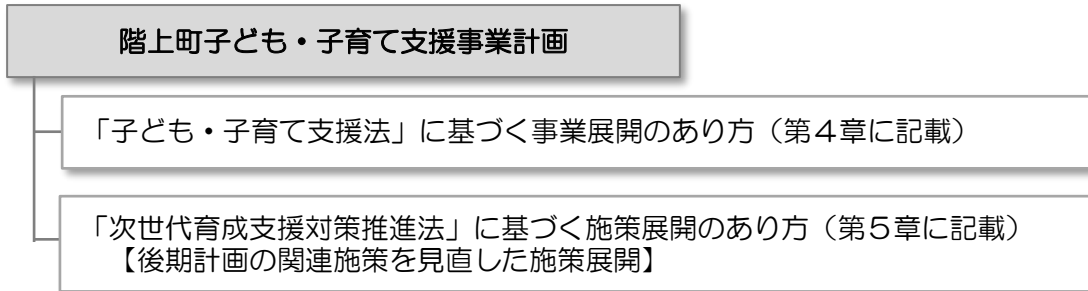
基本目標4 児童虐待防止や貧困対策を含めた、安心・安全な子育て環境づくり

地域で子育てするためには、よりよい子育てサービスと同時に、安心・安全な子育てができる環境であることも重要となります。その中で、近年虐待予防や貧困対策に対する支援が求められてきております。

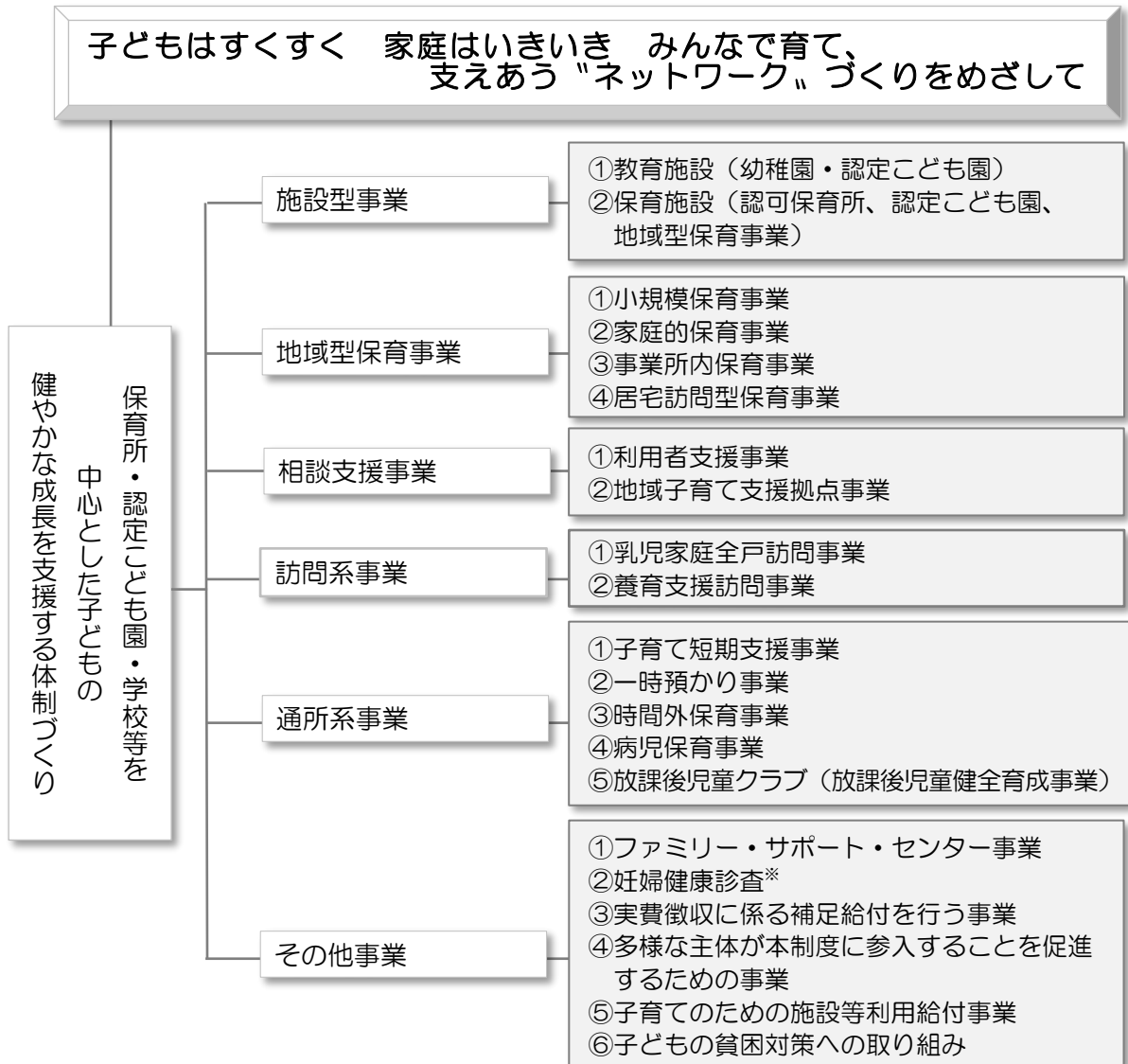
また、誰もが安心できる歩行環境、施設環境の整備や、公園や屋内施設等を整備、有効活用した親子や子ども同士で楽しく集える拠点づくり、さらには、子ども達の命を守るための防犯体制の確保や安全教育の充実にも力を入れ、地域で安心・安全な子育てができる環境づくりをめざします。

3 施策の体系図

本計画は、第1章で記載したとおり「子ども・子育て支援法」に基づいて策定しています。しかし、「次世代育成支援対策推進法」が10年間延長されたことから、「階上町次世代育成支援地域行動計画（後期）」の関連施策の見直しを行い、これらの施策もあわせて計画に記載しました。



■子ども・子育て支援法に関する事業体系図



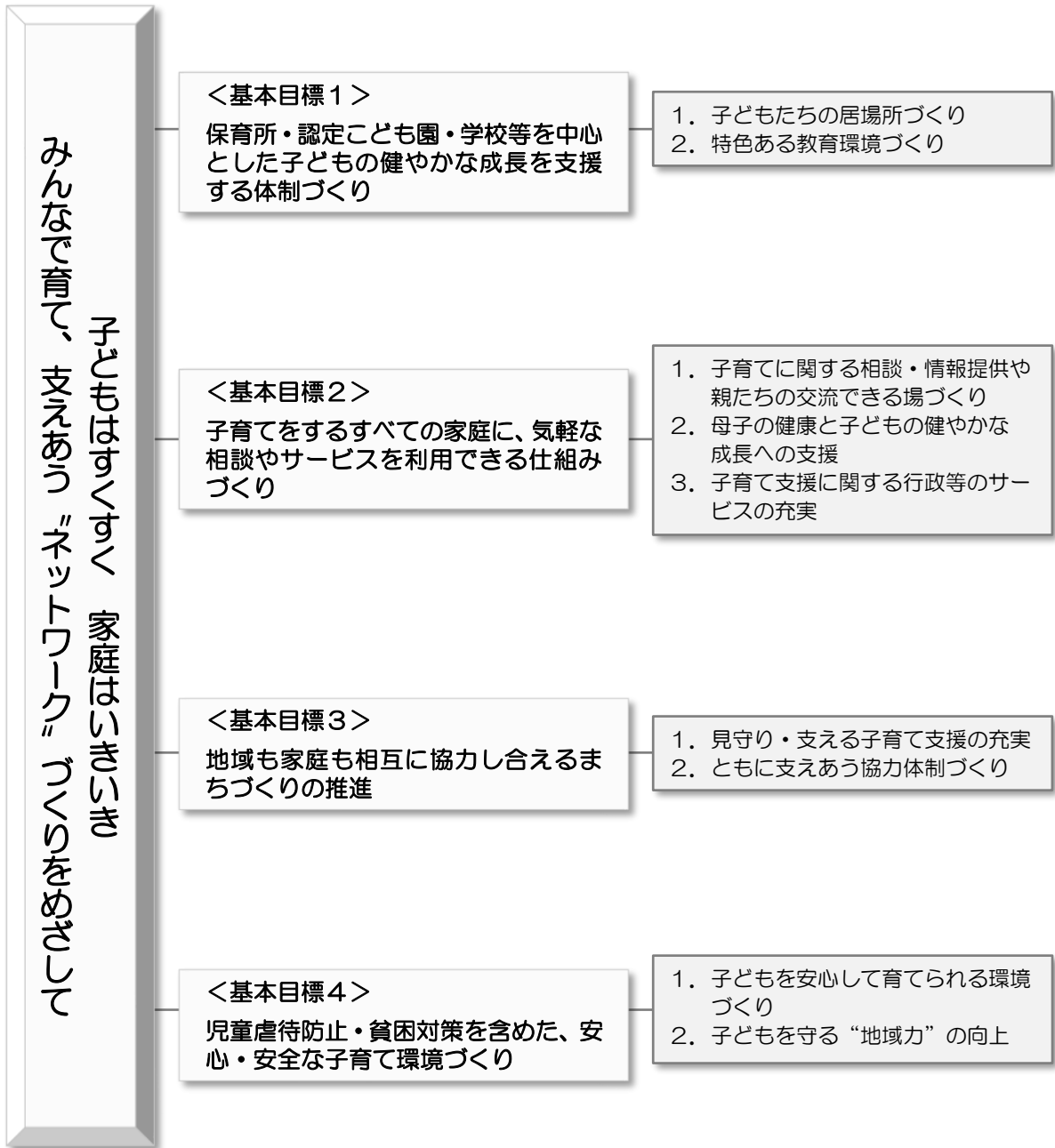
*妊婦健康診査は、基本目標「子育てをするすべての家庭に、気軽な相談やサービスを利用できる仕組みづくり」の中で実施します。

■次世代育成支援対策推進法に関する施策体系図

<基本理念>

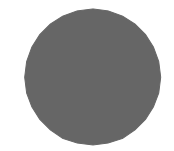
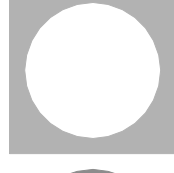
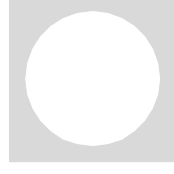
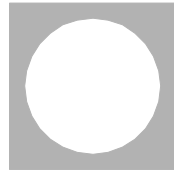
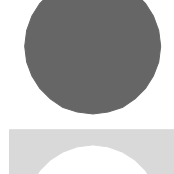
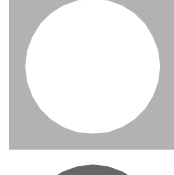
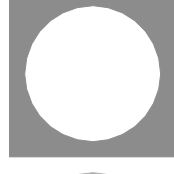
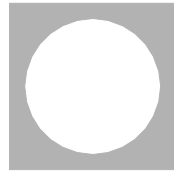
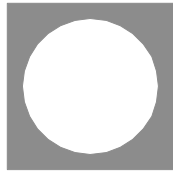
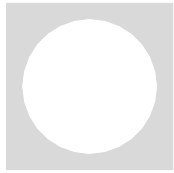
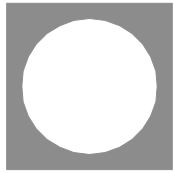
<基本目標>

<施策の推進>



第 4 章

子ども・子育て支援の事業展開



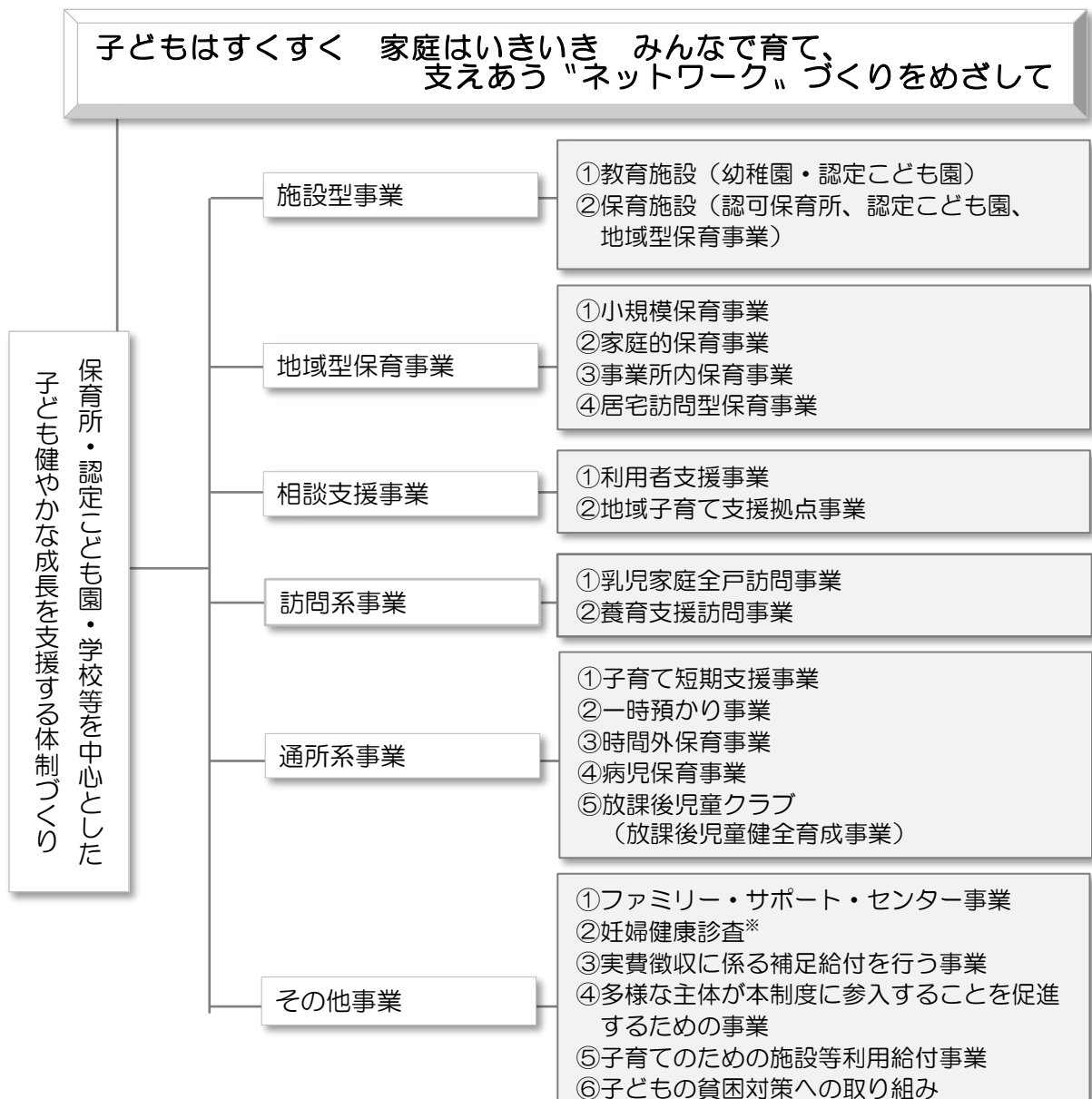
第4章 子ども・子育て支援の事業展開

第4章においては、子ども・子育て支援法に基づく事業展開を体系的に記載しています。

また、基本理念を実現するための下記に挙げた基本目標の一つである「保育所・学校等を中心とした子どもの健やかな成長を支援する体制づくり」の中で事業を推進します。

次頁以降において、各事業の具体的な確保策等を記載しています。

■子ども・子育て支援法に関する事業体系図



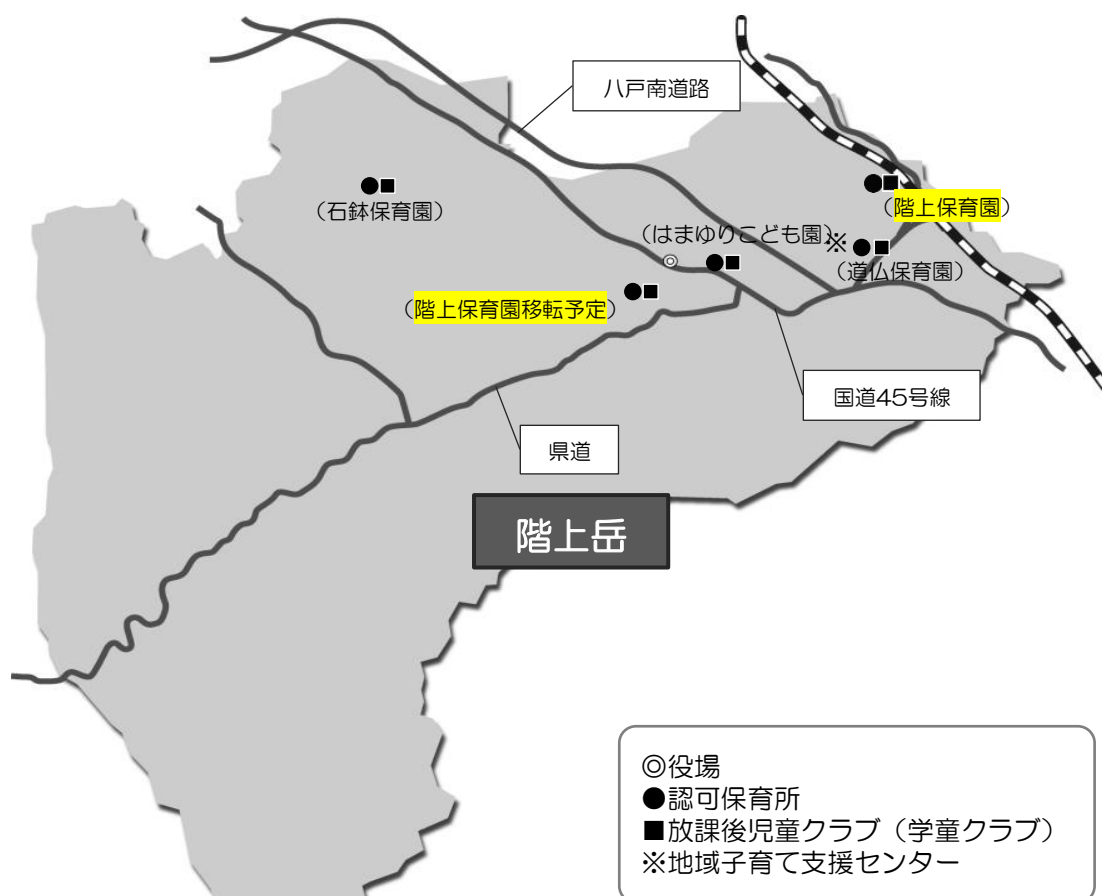
※妊婦健康診査は、基本目標「子育てをするすべての家庭に、気軽な相談やサービスを利用できる仕組みづくり」の中で実施します。

1 教育・保育事業等の提供区域

本町では地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育事業の現在の利用状況や施設整備状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じた教育・保育提供区域の設定、当該区域が地域型保育事業の認可の際に行う需給調整の判断基準、地域子育て支援事業の提供区域も踏まえて、各提供区域は1区域として設定しました。また、階上保育園は、令和2年度に赤保内小学区に移転予定です。

本町に所在する既存の保育施設について、認定こども園への移行促進により3か所の保育園が移行し、保育を必要としない満3歳以上のお子さんを受け入れが可能になりました。

図4.1 階上町子ども・子育て支援施設の位置図

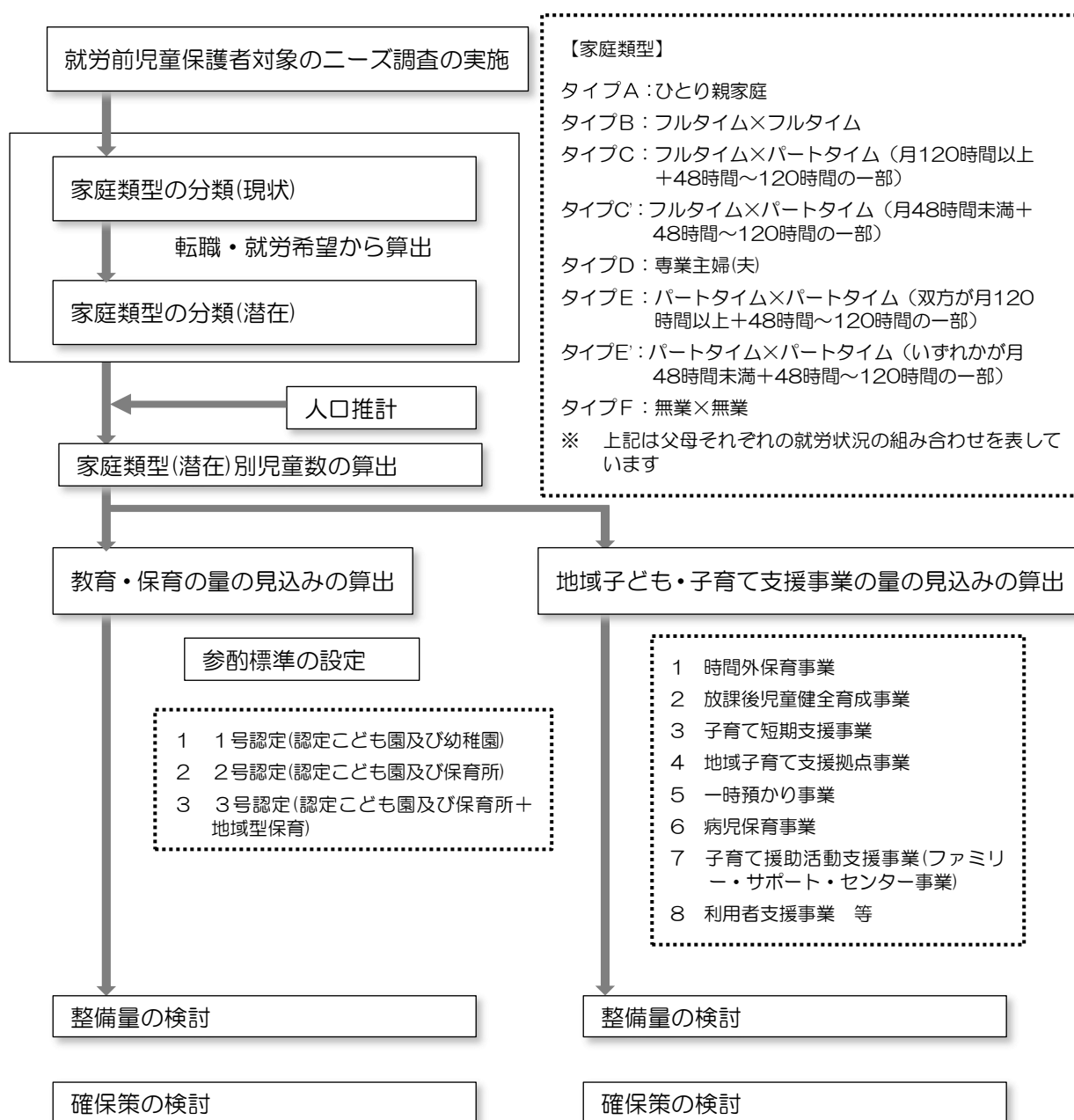


2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本町の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

図4.2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



(2) 子ども人口の推計

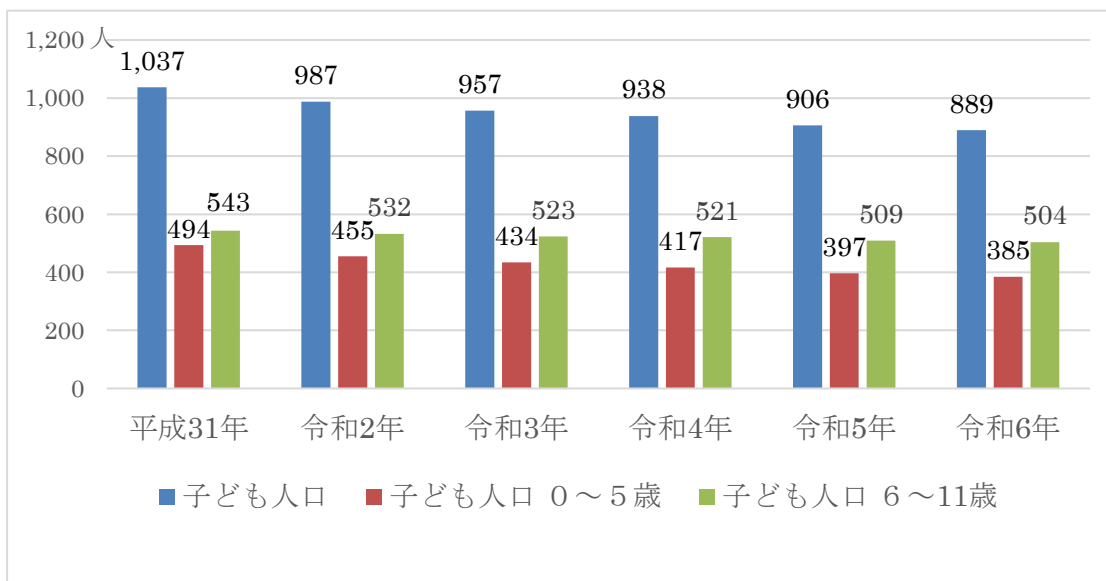
本町の子ども人口の推計について、0～5歳では令和元年の494人から令和6年には385人と推計され、減少傾向になると予測されています。6～11歳においても、令和元年の543人から令和6年には504人と同様に減少傾向にあります。

表4.1 子ども人口の推計

| | 平成31年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------|-------|------|------|------|------|------|
| 子ども人口 | 1,037 | 987 | 957 | 938 | 906 | 889 |
| 0歳 | 84 | 63 | 59 | 59 | 55 | 53 |
| 1歳 | 70 | 70 | 67 | 63 | 63 | 59 |
| 2歳 | 82 | 71 | 72 | 69 | 65 | 65 |
| 3歳 | 84 | 82 | 72 | 73 | 70 | 66 |
| 4歳 | 87 | 83 | 82 | 72 | 73 | 70 |
| 5歳 | 87 | 86 | 82 | 81 | 71 | 72 |
| 0～5歳 | 494 | 455 | 434 | 417 | 397 | 385 |
| 6歳 | 92 | 85 | 85 | 81 | 80 | 70 |
| 7歳 | 74 | 92 | 86 | 86 | 82 | 81 |
| 8歳 | 94 | 77 | 93 | 87 | 87 | 83 |
| 9歳 | 85 | 94 | 77 | 93 | 87 | 87 |
| 10歳 | 96 | 86 | 95 | 78 | 94 | 88 |
| 11歳 | 102 | 98 | 87 | 96 | 79 | 95 |
| 6～11歳 | 543 | 532 | 523 | 521 | 509 | 504 |

資料：令和2～6年はコーホート変化率法により推計（各年4月1日）

図4.3 子ども人口の推計



(3) 家庭類型（現状・潜在）別児童数の算出

家庭類型（現状・潜在）別児童数の算出では、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現状割合とともに、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出します。

表4.2 児童（0～5歳）の家庭類型（現状・潜在）の割合

| 家庭類型 | 説明 | 現状 (%) | 潜在 (%) |
|-------|---|--------|--------|
| タイプA | ひとり親 | 10.6 | 10.6 |
| タイプB | フルタイム×フルタイム | 45.8 | 50.6 |
| タイプC | フルタイム×パートタイム (月120時間以上+48時間～120時間の一部) | 22.1 | 25.7 |
| タイプC' | フルタイム×パートタイム (月48時間未満+48時間～120時間の一部) | 1.7 | 3.4 |
| タイプD | 専業主婦(夫) | 19.8 | 9.8 |
| タイプE | パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+48時間～120時間の一部) | 0.0 | 0.0 |
| タイプE' | パートタイム×パートタイム (いずれかが月48時間未満+48時間～120時間の一部) | 0.0 | 0.0 |
| タイプF | 無業×無業 | 0.0 | 0.0 |

そして、令和2年～6年度の推計児童数に家庭類型（潜在）別の割合を乗じてそれぞれの児童数を算出します。

表4.3 推計年度別の児童数（0～5歳）

| 家庭類型 | 潜在割合 (%) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| タイプA | 10.6 | 48 | 46 | 44 | 42 | 41 |
| タイプB | 50.6 | 230 | 220 | 211 | 201 | 195 |
| タイプC | 25.7 | 117 | 111 | 107 | 201 | 99 |
| タイプC' | 3.4 | 15 | 15 | 14 | 102 | 13 |
| タイプD | 9.8 | 45 | 42 | 41 | 39 | 37 |
| タイプE | 0.0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| タイプE' | 0.0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| タイプF | 0.0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 推計児童数 (0～5歳) | 100.0 | 455 | 434 | 417 | 397 | 385 |

(4) 教育・保育事業のニーズ量見込み

教育・保育事業ニーズ量の見込みは、家庭類型（潜在）別児童数に各事業の予測利用率（希望率を精査した率）を乗じて算出します。その結果、本町に居住する就学前児童の教育・保育事業ニーズ量の見込みは以下のとおりです。

表4.4 本町に居住する就学前児童の教育・保育事業ニーズ量の見込み

| | | 町内に居住する児童 | | | | | |
|----------------------|-----------------|------------|-------|-------|-----|------|-----|
| | | 1号(人) | 2号(人) | 3号(人) | 0歳 | 1,2歳 | |
| 実績 平成 30 年度 | 実利用者数(①) | 35 | 199 | 149 | 41 | 108 | |
| | 提供 体制 (②) | 施設型給付 | 45 | 165 | 150 | 40 | 110 |
| | | 地域型保育給付 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 認可外(地方単独) | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 確認を受けない幼稚園 | 0 | | | | |
| ②-① | 10 | -34 | 1 | -1 | 2 | | |
| 令和 2 年度 | 必要利用者数(①) | 30 | 218 | 158 | 39 | 119 | |
| | 提供 体制 (②) | 施設型給付 | 45 | 165 | 150 | 40 | 110 |
| | | 地域型保育給付 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 認可外(地方単独) | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 確認を受けない幼稚園 | 0 | | | | |
| ②-① | 15 | -53 | -8 | 1 | -9 | | |
| 令和 3 年度 | 必要利用者数(①) | 28 | 204 | 154 | 36 | 118 | |
| | 提供 体制 (②) | 施設型給付 | 45 | 190 | 160 | 40 | 120 |
| | | 地域型保育給付 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 認可外(地方単独) | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 確認を受けない幼稚園 | 0 | | | | |
| ②-① | 17 | -14 | 6 | 4 | 2 | | |
| 令和 4 年度 | 必要利用者数(①) | 27 | 195 | 148 | 36 | 112 | |
| | 提供 体制 (②) | 施設型給付 | 45 | 190 | 160 | 40 | 120 |
| | | 地域型保育給付 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 認可外(地方単独) | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 確認を受けない幼稚園 | 0 | | | | |
| ②-① | 18 | -5 | 12 | 4 | 8 | | |
| 令和 5 年度 | 必要利用者数(①) | 25 | 185 | 142 | 34 | 108 | |
| | 提供 体制 (②) | 施設型給付 | 45 | 190 | 160 | 40 | 120 |
| | | 地域型保育給付 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 認可外(地方単独) | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 確認を受けない幼稚園 | 0 | | | | |
| ②-① | 20 | 5 | 18 | 6 | 12 | | |
| 令和 6 年度 | 必要利用者数(①) | 25 | 180 | 138 | 33 | 105 | |
| | 提供 体制 (②) | 施設型給付 | 45 | 190 | 160 | 40 | 120 |
| | | 地域型保育給付 | | | 0 | 0 | 0 |
| | | 認可外(地方単独) | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 確認を受けない幼稚園 | 0 | | | | |
| ②-① | 20 | 10 | 22 | 7 | 15 | | |

※ 広域入所による他市町村教育・保育事業のニーズ見込みは、除きます。

(5) 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込み

地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込みは、家庭類型（潜在）別児童数に各事業の予測利用率（希望率を精査した率）を乗じて算出します。その結果、本町に居住する就学前児童の地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込みは以下のとおりです。

表4.5 本町に居住する就学前児童の地域子ども・子育て支援事業ニーズ量の見込み

| | 単位 | 実績 | 推計 | | | | |
|--------------------------|----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 利用者支援事業 | か所 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 時間外保育事業 | 人 | 223 | 220 | 220 | 220 | 220 | 220 |
| 放課後児童健全育成事業 | | | | | | | |
| 小学1～3年生 | 人 | 98 | 119 | 123 | 117 | 116 | 107 |
| 小学4～6年生 | 人 | 19 | 40 | 36 | 38 | 37 | 39 |
| 子育て短期支援事業 | 人日 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 地域子育て支援拠点事業 | 人回 | 1,616 | 1,600 | 1,600 | 1,600 | 1,600 | 1,600 |
| 一時預かり事業 | | | | | | | |
| 幼稚園の預かり保育 | 人日 | 2,720 | 2,680 | 2,700 | 2,700 | 2,700 | 2,700 |
| 一時預かり（ファミサポの未就学児利用含む） | 人日 | 232 | 250 | 250 | 250 | 250 | 250 |
| ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ） | 人日 | 7 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 |
| 病児保育事業（緊サポ含む） | 人日 | 0 | 799 | 762 | 732 | 697 | 676 |
| 妊婦健康診査 | 人 | 63 | 75 | 75 | 75 | 75 | 75 |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | 人 | 63 | 63 | 59 | 59 | 55 | 53 |
| 養育支援訪問事業 | 人 | 6 | 7 | 7 | 8 | 8 | 8 |

3 施設型事業

(1) 教育・保育施設（幼稚園、認定こども園（幼稚園分））

幼稚園とは学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

現状と課題

- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「幼稚園」は2.3%の利用があります。また、利用希望については15.6%となっています。
- 本町には幼稚園がなく、希望者は近隣市町村の教育施設を利用している状況です。

事業の確保策

《令和2～6年度》

- 本町に所在する既存の保育施設について、認定こども園への移行促進により3か所の保育園が移行し、保育を必要としない満3歳以上のお子さんを受け入れが可能になりました。
- 引き続き近隣市町村に所在する教育施設の広域利用について調整していきます。

・(2) 保育施設（認可保育所、認定こども園（保育所部分））

認可保育施設とは保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんをみることができない場合に保護者の代わりに保育する施設であり、県の認可を受けた施設です。一方、認定こども園とは、認可幼稚園と認可保育所が併設した県の認定を受けた施設であり、基本的に幼稚園・保育所を利用することに違いはありません。

現状と課題

- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「認可保育所」は24.6%の利用があります。また、利用希望については29.8%となっています。

事業の確保策

《令和2～6年度》

- 本町に所在する保育施設の定員拡充と広域利用の調整により、概ね確保されているため、提供体制を維持します。

(3) 認定こども園

認定こども園とは、認可幼稚園と認可保育所が併設されており、教育・保育を一体的に行う県の認定を受けた施設です。幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持っており、保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長です。

また、認定こども園には地域における子育て支援の場が用意された施設でもあることから、園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場への参加などを利用することができます。

現状と課題

○ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「認定こども園」は69.3%おりようがあります。また、利用希望については72.1%となっています。

事業の確保策

《令和2～6年度》

○本町に所在する保育施設について、平成27年に3園が認定こども園に移行しています。その後の幼稚園分の定員拡充と広域利用の調整により、概ね確保されているため、提供体制を維持します。

(4) 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

入所申込状況等により随時確保策を見直すとともに、令和2年から令和6年の計画期間の中間年にあたる令和4年を目安に乖離状況の検証をし、計画の見直しを図ります。

認定こども園への移行については、今後も促進を図り、保護者の就労形態が変わっても、通い慣れた施設を引き続き利用できるようにします。

本町の保育施設と小学校における連携については、「幼児教育連絡協議会」や「食物アレルギー研修会」等の合同研修の機会を設けることで保育施設、小学校、関係団体との連携を強化し、子どもの成長を切れ目なく支援していける環境づくりを進めていきます。

4 地域型保育事業

(1) 小規模保育事業

国が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員6~19人のものです。

本町では実施していない事業です。ニーズ調査結果からは、0.3%の利用と1.4%の利用希望がありましたが、事業実施を望む自由意見はありませんでした。

今後、事業者等から申請があった場合には、需要の状況に応じ設置を検討します。

(2) 家庭的保育事業

保育ママなど、保育者の家庭などでお子さんを預かるサービスです。

本町では実施していない事業です。ニーズ調査結果からは、利用者はありませんが、1.4%の利用希望はありましたが、事業実施を望む自由意見はありませんでした。

今後、事業者等から申請があった場合には、需要の状況に応じ事業の実施を検討します。

(3) 事業所内保育事業

企業などが、主に従業員用に運営する保育施設です。

本町にある企業では実施していない事業です。ニーズ調査結果をみると、「事業所内保育施設」の利用は0.6%、利用希望は3.4%となっていますが、この事業の対象となる自由意見はありませんでした。

今後、事業者等から申請があった場合には、需要の状況に応じ事業の実施を検討します。

(4) 居宅訪問型保育事業

ベビーシッターのような保育者が、お子さんの家庭で保育するサービスです。

本町では実施していない事業です。ニーズ調査結果をみると、利用はありませんでしたが希望者は5.3%ありました。しかし対象となるような事業実施を望む自由意見はありませんでした。

今後、事業者等から申請があった場合には、需要の状況に応じ事業の実施を検討します。

5 相談支援事業

(1) 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育事業や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現状と課題

○母子手帳の交付時から出産・育児期間を通じて、健康福祉課窓口及び電話などにより情報提供及び相談・助言等を行っています。

事業の確保策

《令和2～6年度》

○健康福祉課窓口において妊娠期間から出産・育児期間にかけて相談・助言等を行うとともに、子育て支援センターや関係機関と連携をとり、引き続き支援を行います。

○妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談支援を実施するために、子育て世代包括支援センターの整備に努めます。

表4.6 利用者支援事業の年度別見込量と提供量

| | 実績 | 推 計 (か所) | | | | |
|----------|--------|----------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| ① 年間利用数 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ② 提供量 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 差異 (②-①) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現状と課題

○ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「地域子育て支援拠点事業」は3.8%、「その他階上町で実施している類似の事業」は1.4%の利用があります。

事業の確保策

《令和2～6年度》

○ニーズ調査結果からも需要が認められることから、町内施設に委託し、引き続き事業を実施します。

表4.7 地域子育て支援拠点事業の年度別見込量と提供量

| | 実績 (人回) | 推 計 (人回) | | | | |
|----------|------------|----------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| ①年間総利用数 | 1,616 | 1,600 | 1,600 | 1,600 | 1,600 | 1,600 |
| ② 提供量 | 1,616 | 1,600 | 1,600 | 1,600 | 1,600 | 1,600 |
| 差異 (②-①) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

6 訪問系事業

(1) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

現状と課題

- 本町では、町保健師や助産師等が乳児のいる家庭を訪問し、育児に関する情報提供等を行っています。転入後や里帰り中の乳児にも、関係機関と連携し訪問しています。
- ニーズ調査には、対象となる自由意見はありませんでした。

事業の確保策

《令和2～6年度》

- 引き続き事業を実施するとともに、訪問者と子育て支援担当者と連携を取り、より良い支援を実施できるよう努めます。

表4.8 乳児家庭全戸訪問事業の年度別見込量と提供量

| | 実績 (人) | 推 計 (人) | | | | |
|-----------|--------|---------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| ① 年間実利用者数 | 63 | 63 | 59 | 59 | 55 | 53 |
| ② 提供量 | 63 | 63 | 59 | 59 | 55 | 53 |
| 差異 (②-①) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(2) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現状と課題

- 継続した養育支援が必要な家庭については、町保健師や助産師や保育士が訪問し、養育に関する相談、助言等を行っています。
- 近年、虐待に関する相談や食事の確保に関する相談も本人や関係者からの相談が増加傾向にあります。ケースの発達に関する相談や子育てに関する支援、経済的支援等を丁寧に実施しながら、児童相談所等の専門機関とも連携して安心安全に生活できるような支援が必要となってきています。
- 貧困に対する支援は、ケースの生活状況を把握し、社会福祉協議会や福祉事務所と連携しながら支援しています。

事業の確保策

《令和2～6年度》

○引き続き事業を実施し、養育に関する適切な支援を行います。

表4.9 養育支援訪問事業の年度別見込量と提供量

| | 実績（人） | 推 計（人） | | | | |
|-----------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| ① 年間実利用者数 | 6 | 7 | 7 | 8 | 8 | 8 |
| ② 提供量 | 6 | 7 | 7 | 8 | 8 | 8 |
| 差異（②－①） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

7 通所系事業

（1）子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業））及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

現状と課題

○本町では実施していない事業です。近隣市町村では八戸市が実施しています。

○ニーズ調査結果をみると、「短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）」及び「夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）」の利用は0.2%でした。

○子どもを泊りがけで家族以外にみてもらった方は12.5%となっており、親族・知人に見てもらった方が最も多く、そのうち52.1%の方が困難であると感じていました。

事業の確保策

《令和2～6年度》

○需要の状況と近隣市町村との連携により、事業の在り方を検討します。

表4.10 子育て短期支援事業の年度別見込量と提供量

| | 実績（人日） | 推 計（人日） | | | | |
|-----------|--------|---------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| ① 年間総利用者数 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ② 提供量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 差異（②－①） | 0 | -1 | -1 | -1 | -1 | -1 |

(2) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

現状と課題

○ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「一時預かり」は1.7%の利用があります。

事業の確保策

《令和2～6年度》

○ニーズのある幼稚園の預かり保育及び地域子育て支援拠点における一時預り事業について、引き続き実施していきます。

表4.11 一時預かり事業の年度別見込量と提供量

| | 実績 (人日) | 推 計 (人日) | | | | |
|----------|------------|-----------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和2年 度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| ① 年間総利用数 | 2,952 | 2,950 | 2,950 | 2,950 | 2,950 | 2,950 |
| 在園児型 | 2,720 | 2,700 | 2,700 | 2,700 | 2,700 | 2,700 |
| 一般型 | 232 | 250 | 250 | 250 | 250 | 250 |
| ② 提供量 | 2,952 | 2,950 | 2,950 | 2,950 | 2,950 | 2,950 |
| 差異 (②-①) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(3) 時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業（延長保育及び休日保育等）です。

現状と課題

- 延長保育については、町内全施設において実施しています。
- 休日保育については、町内で実施している施設はありません。

事業の確保策

《令和2～6年度》

○延長保育については、引き続き実施し、時間の拡大等の要望について需要があれば、施設と調整を図っていきます。

○延長保育の利用実績は、200人以上と継続しているため、希望ニーズは半数程度ですが、実績に合わせ推計しています。

○休日保育については、ニーズに対応するため、実施に向け施設と検討していきます。

表4.12 時間外保育事業の年度別見込量と提供量

| | 実績（人） | 推 計（人） | | | | |
|-----------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| ① 年間実利用者数 | 223 | 220 | 220 | 220 | 220 | 220 |
| ② 提供量 | 223 | 220 | 220 | 220 | 220 | 220 |
| 差異（②－①） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

（４）病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

現状と課題

○町内には、病児・病後児保育施設等はありません。希望者は、近隣市町村の施設を利用しています。

○ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、父親・母親が休んで対処した方の36.9%が「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と希望しています。

○子どもを預ける場合の望ましい事業形態は、「小児科に併設した施設で子供を保育する事業」が73.7%「他の施設に併設した施設で子どもを保育する事業」61.8%と多くあります。

事業の確保策

《令和2～6年度》

○病後児保育室について、関連施設と協議します。

○また、多くは、小児科に併設した施設を希望しているため、八戸市内も含め医療機関と協議を進めるとともに、八戸圏域連携中枢都市圏の中での協議を検討していきます。

表4.13 病児保育事業の年度別見込量と提供量

| | 実績（人日） | 推 計（人日） | | | | |
|-----------|--------|---------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| ① 年間総利用者数 | 0 | 799 | 762 | 732 | 697 | 676 |
| ② 提供量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 差異（②－①） | 0 | -799 | -762 | -732 | -697 | -676 |

(5) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。当町には放課後児童クラブが4施設あります。

放課後子ども総合プランの推進において、共働き家庭等の支援とともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な経験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を推進するため「放課後子ども総合プラン」が国で平成26年度に策定されました。

現状と課題

- 現在は、町内保育所・認定こども園に委託し、実施しています。
- ニーズ調査結果から就学児童の利用希望をみると、小学校児童では小学校低学年のうちは37.2%、高学年のうちは14.3%が「放課後児童クラブ（学童クラブ）」の利用を希望しており、希望率は増加傾向にあるため施設の体制整備に努めます。
- 希望児童の保護者が就労していない、また、希望の施設が定員超過にあるなどから、一部サービスの利用に至らない状況にあります。
- 放課後児童クラブでは、定員に満たない施設もあり地域格差があります。

「新・放課後子どもプランの取り組み

《令和2～6年度》

- 新・放課後子ども総合プランに沿って小学校に就学している全ての子どもが、放課後等を安全安心に過ごし、多様な体験活動ができるように努めます。
- 教育委員会と連携し、検討しながら実施していきます。

事業の確保策

《令和2～6年度》

- 希望するすべての小学生を受け入れるため、近隣の放課後児童クラブの利用等も含め利用調整し、定員について施設と協議を進めていきます。
- 長期休暇の居場所づくりとして学童クラブの増設等検討していきます。

表4.14 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の年度別見込量と提供量

| | 実績 (人) | 推 計 (人) | | | | |
|-----------|-----------|---------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| ① 年間実利用者数 | 117 | 159 | 159 | 155 | 153 | 146 |
| 小学1～3年生 | 98 | 119 | 123 | 117 | 116 | 107 |
| 小学4～6年生 | 19 | 40 | 36 | 38 | 37 | 39 |
| ② 提供量 | 133 | 144 | 164 | 164 | 164 | 164 |
| 小学1～3年生 | 113 | 144 | 144 | 144 | 144 | 144 |
| 小学4～6年生 | 0 | 0 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 差異 (②-①) | 16 | -15 | 5 | 9 | 11 | 18 |

8 その他事業

(1) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現状と課題

- 八戸市社会福祉協議会において八戸圏域連携中枢都市圏事業として実施しています。
- ニーズ調査結果をみると、就学前児童の4.1%が「ファミリー・サポート・センター」の利用を希望しています。

事業の確保策

《令和2～6年度》

- ファミリー・サポート・センター事業の周知を図るとともに、本町の提供会員登録数の増員に努め、利用しやすい環境を整えます。

表4.15 ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)
の年度別見込量と提供量

| | 実績 (人日) | 推 計 (人日) | | | | |
|----------|------------|----------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| ①年間総利用数 | 7 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 |
| ② 提供量 | 7 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 |
| 差異 (②-①) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(2) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現状と課題

○本町では、定期的に健診を受けることができるよう、母子手帳交付時に受託医療機関において公費で妊婦健康診査が受けられる「妊婦委託健康診査受診票」を14回分交付しています。また、「多胎」の場合は多胎妊婦用として受診票を7回分追加交付しています。

事業の確保策

《令和2～6年度》

○妊婦と赤ちゃんの健康を守り、安全・安心なお産を迎えられるよう妊婦委託健康診査受診票の交付について、より一層の周知を図ります。

表4.16 妊婦健康診査の年度別見込量

| | 実績 (人) | 推 計 (人) | | | | |
|---------|--------|---------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 年間実利用者数 | 63 | 75 | 75 | 75 | 75 | 75 |

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。今後、施設の実費徴収の状況等により対応します。

事業の確保策

《令和2～6年度》

○今後の動向等をみながら、事業の実施について検討を行います。

(4) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

事業の確保策

《令和2～6年度》

○今後の動向等をみながら、事業の実施について検討を行います。

(5) 子育てのための施設等利用給付事業【新設】

令和元年10月からの「幼児教育無償化」により、創設された事業です。幼稚園(未移行)、認可外保育施設、預かり保育等の利用に関する給付を行います。

事業の確保策

《令和2～6年度》

○保護者の利便性や負担軽減を図るため、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、円滑な実施の確保に取り組みます。

(6) 子どもの貧困対策への取り組み【新設】

令和元年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、市町村においても地域の実情を踏まえた子どもの貧困対策に努めることとされました。

現状と課題

○ニーズ調査の結果をみると、現在の暮らしの状況が「大変苦しい」と感じている方は、就学前児童は5.5%、小学生では5.1%と、いずれも20人に1人程度の割合でした。

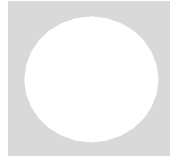
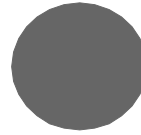
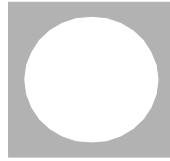
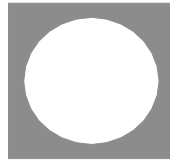
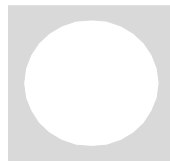
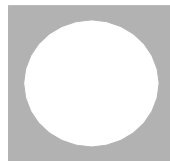
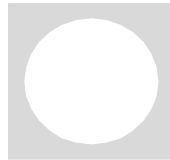
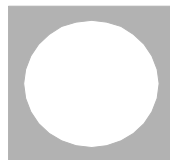
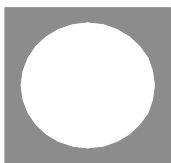
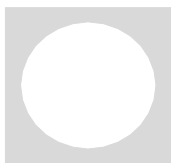
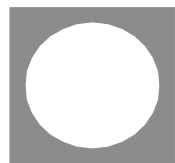
事業の確保策

《令和2～6年度》

- 貧困家庭の実情は外からは見えにくいということや、支援が届きにくい状況に配慮し、県や社会福祉協議会等の関係機関と連携のうえ、ひとり親家庭をはじめとしたすべての貧困家庭の子どもを支援につなげるためのネットワークの構築を図ります。

第 5 章

次世代育成支援の施策展開



基本目標 1 保育所・学校等を中心とした子どもの健やかな成長を支援する体制づくり

推進施策 1 子どもたちの居場所づくり

現状と課題

○近年の社会経済の状況、就業形態の多様化等により子どもを育てる環境は大きく変化しました。

○こうした状況に対応するためには、子どもを育てる親たちの様々なニーズに対応した保育サービスや就学児童の成長を支援する場を提供するとともに、地域で健やかに成長するための「子どもたちの居場所」として、子どもにとっても、子どもを育てる親たちにとっても安心できる子育ての場、利用しやすい環境を継続的に創出していく必要があります。

具体的な施策

施策(1) 保育所・認定こども園等での多様な保育サービスの推進

① 第4章に掲載しました。

施策(2) 就学児童の居場所づくり

① 放課後や週末等における子どもの居場所づくり事業の実施

- ・児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりとして、創作活動、郷土食、軽スポーツ等の体験活動等を行います。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 1期評価 | 今後の方針 |
|--------------------|-----|------|------|---------|
| わんぱく王国(学校週5日制対応事業) | 教育課 | 町 | B | 継続 |
| 放課後子ども教室推進事業 | 教育課 | 町 | C | 令和2年度終了 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施

推進施策2 特色ある教育環境づくり

現状と課題

- 本町では「美しい自然と豊かな伝統文化の継承」と「階上町民憲章」の趣旨の具現を基本に、主体的に行動できる児童生徒を育成するため、「教育は人づくり」という視点に立ち、21世紀をたくましく生き抜く子どもたちの育成をめざしています。
- 子どもの成長に応じた教育の充実を図り、生涯にわたり健やかで活力に満ちた生活を送ることができるよう教育・文化・スポーツ環境の充実を図る必要があります。また学校週5日制の実施により、学校と地域・家庭との連携が求められています。今後は住民と児童生徒・教職員との交流をさらに深め、教育機関との連携による児童生徒の健全育成が必要となります。
- さらに今日の少子化の影響により、子どもたちの乳幼児とふれあう機会が減っています。子どもを生み育てることや子どもや家庭の大切さを理解し、豊かな人間性を育むためにも、児童生徒が乳幼児とふれあう機会を創出していく取り組みが求められています。

具体的な施策

施策(1) 次世代を育む若い世代への支援

- 教育機関との連携のもとに、保育所・認定こども園等で小中学生が乳幼児とふれあう機会や小中学校等のそれぞれの段階に応じた道徳教育を行い、次世代を育む児童生徒の理解や思いやりのこころを育てる活動を推進します。

①子育て・道徳に関する教育の推進

- ・小中学校における「特別の教科 道徳」の実施により、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てます。
- ・また、少子化、核家族化によって減少しつつある乳幼児とのふれあう機会を広げることによって、将来の子育て世代へ向けた貴重な体験機会の創出に努めます。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 1期評価 | 今後の方針 |
|-------------|-----|-------|------|-------|
| 道徳教育の実施 | 教育課 | 各小中学校 | 未実施 | 継続 |
| 乳幼児とのふれあい体験 | 教育課 | 各中学校 | C | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施

施策(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学習教育環境等の整備

- 学校週5日制導入により、変化する学習教育環境のなかでも、子どもたちが生涯を通じて自由に楽しく学び、心身ともに健やかな成長をめざす「生きる力」を育てます。
- また地域の人々に身近な教育施設である学校と地域・家庭との連携を図り、開かれた

学校環境づくりをめざします。

①教育・文化・スポーツ環境づくりの推進

- 子どもたちのもつ様々な可能性や個性、学ぼうとする意欲が、限りなく発揮できるよう教育・文化・スポーツといった様々な分野での環境づくりを推進します。
- 特にスポーツ少年団育成活動では、青森県スポーツ少年団が主催する各種大会等への参加等、スポーツによる青少年の健全育成を支援し、保護者並びに地域住民の協力のもと、地域社会教育の一環として推進します。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 1期評価 | 今後の方針 |
|-------------------|-----|----------------|------|-------|
| 体験学習・課外活動の促進 | 教育課 | 各小中学校 | C | 継続 |
| 文化活動の支援と文化環境の充実 | 教育課 | 各小中学校 | C | 継続 |
| 子どものための行事やイベントの推進 | 教育課 | 各小中学校 各子ども会 | C | 継続 |
| スポーツ少年団育成活動 | 教育課 | 町体育協会 | C | 継続 |
| スポーツ少年団指導者育成 | 教育課 | 県体育協会 | C | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施

②少人数学級への対応

- 地域の児童生徒数の減少にも、実情にあわせた少人数学級によって通学区域へ柔軟に対応し、地域に根ざした学校、学習教育環境づくりをめざします。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 1期評価 | 今後の方針 |
|------------|-----|------|------|-------|
| 少人数学級編成の推進 | 教育課 | 県 | C | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施

③相談・連携体制の充実

- 子どもたちが心身ともに健康で豊かな人間性を育むために、児童生徒の抱える様々な悩みについて、個別に関わることができる県スクールカウンセラーの配置や町スクールソーシャルワーカーや心の教室相談員の配置を実施し、学校での相談連携体制の充実を図ります。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 1期評価 | 今後の方針 |
|--------------------------------------|-----|------|------|-------|
| 心の教室相談員・県スクールカウンセラー・町スクールソーシャルワーカー配置 | 教育課 | 県・町 | B | 継続 |
| 教育相談の開設 | 教育課 | 町 | C | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施

④学校評議員制度の充実

- ・町内にある石鉢小学校・赤保内小学校・階上中学校の3校において、学校評議員制度の活用により、地域及び学校との連携・協力を図ることにより、教育施設の拠点として、地域に根ざした学校づくりをめざします。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 1期評価 | 今後の方針 |
|---------|-----|------|------|-------|
| 学校評議員制度 | 教育課 | 実施各校 | C | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施、

⑤民生委員・児童委員による訪問活動の実施

- ・学校施設や各地区の訪問や不登校児童の相談・訪問等を行っています。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 1期評価 | 今後の方針 |
|---------------|-------|--------------|------|-------|
| 民生委員・児童委員訪問活動 | 健康福祉課 | 民生委員 児童委員 | B | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施

基本目標 2 子育てをするすべての家庭に、気軽な相談やサービス を利用できる仕組みづくり

推進施策 1 子育てに関する相談・情報提供や親たちの交流できる場づくり

現状と課題

- 地域で子育て中の親や子どもが気軽に集い、交流できる場（機会）をつくることは、親たちの子育てへの負担を少しでも軽くすることにつながり、さらには子どもの健やかな成長へとつながります。
- 地域で楽しく子育て生活を行っていくためにも、積極的な交流の場（機会）づくりや子育て情報は、今後ますます重要となります。

具体的な施策

施策(1) 子育て中の親が交流等できる場づくり

- 家庭や地域のもつ子育て支援への役割が低下するなかで、子育てに対する不安や悩みを抱える親たちが気軽に相談できる相手や仲間づくりができるよう、子育てサークルといった民間活力への支援を行います。
- また、子育て中の親たちが自由に相談や交流ができる地域子育て支援センターの活用を促進し、親たちの子育てに対する負担感を少しでも軽減できるよう努めます。

①子育てサークル等、民間活動支援への取組

- ・就学・就園前の乳幼児をもつ親を対象に、子育てという同じ立場にある親たちが、気軽に相談できる相手や仲間づくりができるよう、ボランティア活動への支援の充実を図ります。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 1期評価 | 今後の方針 |
|-----------|-------|--------------|------|-------|
| 子育てサークル支援 | 健康福祉課 | 民間 ボランティア | C | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施

施策(2) 子育て支援事業に関する相談・情報の発信

- 行政のもつ子育て支援情報を妊娠時や乳幼児期等の時期に応じて適切に発信することにより、必要な情報が十分に得られ、また民間等による情報との棲み分けを図ることで、子育て支援サービス等が広く周知されるよう、また必要時タイムリーに情報提供できるように個別支援を充実するとともに、情報提供手段等の工夫に努めます。

①妊産婦等への情報提供

- ・妊娠届提出時等、様々な機会に子育てに関する相談や情報提供を行います。特に出生児健康相談では、本町の保健サービスや予防接種の情報を掲載している「JOY JOYブック」を交付して、保健指導の機会としています。
- ・また離乳食教室では、離乳食の調理・試食とあわせて、体操や講話等を実施しています。
- ・今後も子育て家庭が必要な時期に必要な情報が得られるよう継続して実施します。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 1期評価 | 今後の方針 |
|---------|-------|------|------|-------|
| 妊婦相談 | 健康福祉課 | 町 | B | 継続 |
| 出生児健康相談 | 健康福祉課 | 町 | B | 継続 |
| 転入児健康相談 | 健康福祉課 | 町 | B | 継続 |
| 離乳食教室 | 健康福祉課 | 町 | B | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施

②子育て相談窓口での情報提供

- ・子育て家庭に対し、地域子育て支援センターにおいて、様々な相談・助言を行います。
- ・今後も継続して実施するとともに、チラシ等、広く利用されるよう工夫に努めます。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 1期評価 | 今後の方針 |
|-------------|-------|-------------|------|-------|
| 子育て支援相談窓口事業 | 健康福祉課 | 地域子育て支援センター | B | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施

推進施策2 母子の健康と子どもの健やかな成長への支援

現状と課題

- 次世代を担う子どもたちの健やかな成長を支援するために、母子の健康の確保や小児医療は重要な取り組みです。
- 本町では、平成15年度に制定された母子保健計画に基づき、子どもの成長段階にあわせた健診、指導を行うことで、母子の健康維持に努めています。
- また、障害を持つ子どもへの施策についても、母子保健との連携を図りながら早期発見・療育に努めるとともに、地域の子どものともに健やかな成長を育めるよう、環境づくりを今後もすすめます。
- 小児医療は、隣接する八戸市へ依存している状況ですが、広域の救急医療を効率よく利用しながらも、地域でできる限り子どもの安全や健康を確保できるよう体制づくりをすすめます。
- さらには、保育所・認定こども園、学校、地域での食生活改善活動等により、子どもたちが小さい時から自分の健康へ関心を持てる機会づくりをすすめます。
- その他、思春期の男女が自分の心や身体の健康に関心を持てるよう、学校保健とも連携を図りながら、命の大切さを学ぶ機会の充実をめざします。

具体的な施策

施策(1) 子どもや母親の健康の確保

- 妊娠期～出産期～新生児期・乳幼児期といった子どもの成長段階にあわせて、次世代を担う子どもや子を育てる母親の健康が保たれるよう、健診、指導活動の充実に努めます。

①妊娠および出産期の母子への健診・訪問の実施

- ・妊娠時の母親が安心して出産に臨めるよう、公費による委託健診や、妊産婦の心身の安定のために訪問指導を実施します。
- ・今後も継続して妊産婦の健康を見守るとともに、訪問指導において、必要な対象者に対しては早期から複数回訪問を行う等、訪問指導の増加に努めます。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 1期評価 | 今後の方針 |
|--------------|-------|----------------|------|-------|
| 妊婦委託健康診査 | 健康福祉課 | 町 (医療機関へ委託) | B | 継続 |
| 母子保健訪問指導委託事業 | 健康福祉課 | 町 | B | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施

②子どもの成長に応じた母子への健診の充実

- ・子どもの成長に応じて行っている各種健診の充実を図ります。
- ・今後も継続して行い、受診率向上をめざします。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 1期評価 | 今後の方針 |
|-----------------|-------|-----------------------|------|-------|
| 先天性股関節脱臼健診 | 健康福祉課 | 町 (八戸市総合健診センターへ委託) | B | 継続 |
| 乳児一般委託健康診査 | 健康福祉課 | 町 (医療機関へ委託) | B | 継続 |
| 乳児健康診査 | 健康福祉課 | 町 | B | 継続 |
| 1歳6か月児健康診査 | 健康福祉課 | 町 | B | 継続 |
| 3歳児健康診査 | 健康福祉課 | 町 | B | 継続 |
| 1歳6か月・3歳児精密健康診査 | 健康福祉課 | 町 (医療機関へ委託) | B | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施

施策(2) 歯科保健対策の充実

- 本町の歯科保健対策は、1歳6か月および3歳児の健康診査時に、乳幼児に対する口腔検査、歯科指導が行われています。う歯（虫歯）保有率は年々低下してはいますが、全国平均のう歯保有率より高い傾向が続いています。
- 身体の健康を維持するには、何でも食べられる歯が健康であることが大切です。また乳歯がひどい虫歯になると、永久歯もその影響を受けることになります。
- 歯の健康づくりへの認識を高め、定期健診での受診率向上や虫歯予防の推進、早期からのブラッシング（歯磨き）の習慣づけ等を行い、歯科保健対策の充実に努めます。

①1歳6か月および3歳児の健康診査時の歯科健診の実施、虫歯予防の推進

- ・家庭ではなかなか見つけられない虫歯等の発見について、早期治療により健康な口腔づくりをめざします。
- ・歯科健診時に希望者には医療機関の協力によりフッ素塗布を行っています。また、町内保育園、認定こども園と連携し希望者には、定期的にフッ素塗布を行っています。
- ・今後も継続して健診を行い、受診率向上に努めます。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 1期評価 | 今後の方針 |
|-----------------|-------|------|------|-------|
| (再掲) 1歳6か月児健康診査 | 健康福祉課 | 町 | B | 継続 |
| (再掲) 3歳児健康診査 | 健康福祉課 | 町 | B | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施

②ブラッシング（歯磨き）習慣の推進

- ・乳幼児健診時、個々に合わせたブラッシングの支援対策として、歯科衛生士による個別指導を実施し、虫歯予防に対する親の意識を高め、虫歯保有率の低下に努めます。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 1期評価 | 今後の方針 |
|---------------|-------|------|------|-------|
| 乳幼児健診での歯科衛生指導 | 健康福祉課 | 町 | B | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施

施策(3) 食育の推進

- 「食育」とは、生きる上での基本であって、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。本町では、学童保育や食生活改善推進員と連携し、親子の食生活における食育の推進に取り組んでいます。

①食に関する学習機会の促進

- ・核家族化や夫婦共働きなど、ライフスタイルの変化により、朝ごはんを食べない子どもや親自身の食生活の乱れ、小中学生の肥満割合の増加など家庭における食育の実践が難しくなっています。
- ・地域、行政、保育所や学校など関係機関が連携し、子どもたちからの正しい食生活と生活習慣を身につけ、食に対する豊かな心をもった子どもが育つよう、親子の食生活における食育を支援し、食生活の改善をめざします。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 1期評価 | 今後の方針 |
|---------------------|-------|------------|------|-------|
| 親子料理教室（食生活改善推進委員活動） | 健康福祉課 | 食生活改善推進委員会 | B | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施

②地域の食育環境を支援する人材の育成および活動の推進

- ・子どもたちの地域をとりまく食育環境の問題を改善するために、地域の人と手をつなぎ、食生活改善推進員の研修、声かけ、伝達講習、学校調理員研修等を推進していきます。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 1期評価 | 今後の方針 |
|------------------|--------|--------------|------|-------|
| 食生活改善推進員による声かけ活動 | 健康福祉課 | 食生活改善推進委員会 | B | 継続 |
| 食育研修の開催（町外研修） | 健康福祉課 | 保健所管内食改連絡協議会 | B | 継続 |
| 食育研修の開催（町内研修） | 健康福祉課 | 食生活改善推進委員会 | B | 継続 |
| 学校調理員の研修 | 給食センター | 県 | C | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施

施策(4) 思春期保健対策の充実

- 思春期の男女の健康をおびやかす問題や思春期特有の心の病の問題は、多様化、深刻さを増してきています。
- こうした問題に対応すべく、学校をはじめ保健機関とも連携を図りながら、性に対する正しい知識の習得のための情報提供や教育の推進、学童および思春期における心や体の問題に対する専門家の確保や相談体制づくりをすすめ、命の大切さを学ぶ機会の充実をめざします。

①学校保健との連携

- ・本町における思春期保健対策は、これまで行政では行わず、学校保健によって実施されてきましたが、今後は連絡会等による連携を図りながら、一体となって取り組みます。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 1期評価 | 今後の方針 |
|---------|-------|------|------|-------|
| 連絡会等の開催 | 健康福祉課 | 町 | B | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施

②性感染症に対する学習機会の充実

- ・性情報が氾濫する一方で、思春期の男女が性に対する正しい知識を得られるよう環境の改善をめざします。今後は、学校、教育委員会等と連携を図り、情報発信、学習機会の充実に努めます。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 後期評価 | 今後の方針 |
|--------------------|----------|------|------|-------|
| 性感染症予防知識の広報及び教室の開催 | 健康福祉課教育課 | 各中学校 | C | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施

③アルコール・タバコに関する学習機会の充実

- ・飲酒、喫煙が身体に及ぼす影響についての学習を早い段階から取り組むことによって、興味本位な思春期からの飲酒や喫煙の習慣化を防いでいきます。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 後期評価 | 今後の方針 |
|-----------------------|--------------|------|------|-------|
| 飲酒・喫煙の害についての知識の広報及び教室 | 健康福祉課 教育課 | 各中学校 | C | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施

④薬物乱用に関する学習機会の充実

- ・薬物が身体に及ぼす害についての学習を早い段階から取り組むことによって、安易な意思に惑わされない強い意志を育てていきます。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 後期評価 | 今後の方針 |
|-------------------|--------------|-------|------|-------|
| 薬物乱用に関する知識の広報及び教室 | 健康福祉課 教育課 | 各小中学校 | C | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施

施策(5) 小児医療の充実

- 本町に医療機関は2か所ありますが、その他は八戸市内小児科、総合病院及び夜間救急診療所に依存している状態です。特に救急医療の確保に関しては、県および八戸市の救急医療制度を利用した広域的な取り組みが不可欠となっています。
- 今後は、八戸市医師会と連携（依頼）しながら広域的な救急医療体制の“ネットワーク”づくりをすすめるとともに、予防接種や子育て家庭への病気・医療に関する情報提供を行います。
- 就学前児童及び就学後の児童生徒に関しては、入院・通院等の医療費を償還払いから現物給付化しました。また、所得制限の限度額の見直しをして、対象者の拡大を図りました。今後も子育て家庭への医療負担軽減を継続して実施します。

①広域による救急医療の確保

- ・八戸市医師会と連携（依頼）しながら、今後も救急医療制度の広域的な活用により、地域の医療体制の“ネットワーク”づくりをすすめます。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 1期評価 | 今後の方針 |
|----------------|-------|------|------|-------|
| 広域による地域医療体制の確保 | 健康福祉課 | 医師会 | B | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施

②病気や事故防止についての学習機会及び医療に関する情報提供の充実

- ・突発的におきる病気や事故の手当に関する学習の場を関係機関と検討し、家庭やその場に居合わせた人も適切な対応ができるよう、知識や技術の向上をめざします。
- ・また、子育て家庭をはじめ、地域の医療や病気に関する情報提供の充実に努めます。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 1期評価 | 今後の方針 |
|---------|-------|------------|------|-------|
| 救急法の学習 | 総務課 | 分署 各種団体 | B | 継続 |
| 医療情報の提供 | 健康福祉課 | 町 | B | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施

③予防接種の推進

- ・各種の予防接種の必要性について、理解を深め接種率の向上に努めます。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 1期評価 | 今後の方針 |
|--------|-------|----------------|------|-------|
| 定期予防接種 | 健康福祉課 | 町 (医療機関へ委託) | B | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施

④経済的支援

- ・乳幼児、小学生、中学生を対象に、通院や入院にかかる医療費の自己負担分について給付を継続することで、保護者の経済的負担を軽減し、健やかな成長を支援します。
(ただし一部所得制限があります。)
- ・平成26年8月より乳幼児医療費の現物給付化を開始したことにより、自己負担が撤廃されるとともに病院窓口での医療費支払や償還払いの手続きが不要となりました。また、平成27年8月より、こども医療費の給付を開始し、対象が中学生まで拡大されました。さらに平成30年10月より所得制限の見直しが行われ、対象者の拡大をしたことにより、非該当世帯は大幅に縮小されました。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 1期評価 | 今後の方針 |
|--------------------|-------|------|------|-------|
| 乳幼児・子ども医療費給付事業 | 健康福祉課 | 町 | B | 継続 |
| 養育医療 | 健康福祉課 | 町 | B | 継続 |
| 小児慢性特定疾患医療費助成事業 | 健康福祉課 | 県 | B | 継続 |
| 小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業 | 健康福祉課 | 町 | B | 継続 |
| 育成医療 | 健康福祉課 | 町 | B | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施

施策(6) 障害児福祉の充実

○障害を持っている子どもが地域で健やかに成長し、また子どもを育てる親たちも地域で安心して暮らせるよう、経済的支援をはじめ、健常な子どもたちとの交流機会や相談、療育といった地域での協力体制づくりをすすめます。

①保育所等における障害児の受け入れの推進

- ・保育を必要とする障害を持つ子どもには、集団保育が可能な限り保育所等で受け入れて、健常な子どもたちとともに保育することが望ましい方法のひとつです。
- ・そのため、保育所等において障害をもつ子どもを積極的に受け入れる体制づくりをすすめるとともに、保育士等の研修機会を利用して障害を持つ子どもへの理解を深めます。
- ・また、必要に応じて療育関係機関との連携を図ります。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 1期評価 | 今後の方針 |
|---------|-------|------|------|-------|
| 障害児保育事業 | 健康福祉課 | 各保育所 | B | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施

②療育・就学相談の充実

- ・心身に障害のある児童に対し、訪問等によって必要な支援を行い、在宅での福祉向上に努めます。
- ・また、児童・生徒一人ひとりの状況に配慮した特別な教育支援を行うため、教育支援委員会を開催し、本人や保護者の意向を反映させた柔軟な教育指導を充実させます。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 1期評価 | 今後の方針 |
|------------|-------|---------|------|-------|
| 訪問による相談 | 健康福祉課 | 町 | B | 継続 |
| 教育支援委員会の開催 | 教育課 | 教育支援委員会 | B | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施

③障害児等の療育、育児相談支援とネットワーク体制の充実

- ・保健、医療、福祉、教育といった関係機関の連携により、地域で障害を持つ子を育てる家庭への相談活動や療育体制の検討をすすめます。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 1期評価 | 今後の方針 |
|----------|-------|------|------|-------|
| 関係機関との連携 | 健康福祉課 | 町 | B | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施

④経済的支援策

- ・心身に障害のある子どもへの福祉の増進を図るために、各種手当の支給等の支援を、今後も継続してすすめます。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 1期評価 | 今後の方針 |
|-----------------|--------------|------------------------------|------|-------|
| 重度心身障害者（児）医療費助成 | 健康福祉課 | 町 | C | 継続 |
| 心身障害者扶養共済 | 健康福祉課 | 県 | C | 継続 |
| 障害児福祉手当 | 健康福祉課 | 県 | C | 継続 |
| 特別児童扶養手当 | 健康福祉課 | 県 | C | 継続 |
| 補装具の交付（修理） | 健康福祉課 | 町 | C | 継続 |
| 日常生活用具の給付 | 健康福祉課 | 町 | C | 継続 |
| 自立支援給付事業 | 健康福祉課 | 町 | C | 継続 |
| 地域生活支援事業 | 健康福祉課 | 町 | C | 継続 |
| 施設入所・通所 | 健康福祉課 | 県 町 | C | 継続 |
| 自動車税等の減免 | 健康福祉課 税務課 | 県 町 | C | 継続 |
| 税制上の優遇措置 | 健康福祉課 税務課 | 町 税務署 | C | 継続 |
| 各種料金の割引 | 健康福祉課 | 道路公団 バス会社 航空会社 NHK等 | C | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施

推進施策3 子育て支援に関する行政等のサービスの充実

現状と課題

○行政の限られた財源のなかで、本計画の子育て支援策がより効果的なものとなるよう、関係機関等との連携を図りながら、町内において多様化する子育てニーズにできる限り対処するとともに、民間や地域での子育て活動を支援し、地域における子育て支援の“ネットワーク”づくりを推進します。

具体的な施策

施策(1) 行政等によるネットワークづくり

○本計画における各施策の推進を図るために庁内会議による推進体制づくりをすすめます。

○また、行政の限られた財源のなかで、必要に応じたサービス提供がされるよう、各課等との連携を強め、さらには保健師による子育て支援による地域レベルでの支援体制づくりや経済的支援により、家庭・地域・関係機関・行政が一体となって、地域の子どもたちの成長を支えられるよう町内における子育ての“ネットワーク”をサポートする体制づくりを推進します。

①子育て支援に関する行政各課との連携

- ・本計画をよりよいものにするため、庁内関係各課等と相互に連携を図りながら、年度ごとに実施状況の把握、点検を行い、各施策を計画的に推進します。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 1期評価 | 今後の方針 |
|-----------|-------|---------|------|-------|
| 庁内推進会議の開催 | 健康福祉課 | 庁内推進委員会 | C | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施

基本目標3 地域も家庭も相互に協力し合えるまちづくりの推進

推進施策1 見守り・支える子育て支援の充実

現状と課題

- 子どもたちが心身ともに健やかに成長するためには、家庭も地域もそれぞれ大切な役割をもっています。
- しかしながら家庭では、核家族化の進行等により子育て環境は大きく変わり、世代を通して子育てを学ぶ機会が少なくなってきました。一方地域では、子どもの数が少なくなり、近隣とのつながりも希薄化しているため、子どもへの目配り等、子育て支援機能が低下してきています。
- 子育て支援において中心となるのは子どもたち自身であり、これを支える家庭です。地域の誰もが子育てに関心を持ち、まち全体を巻き込んだ支援体制を創り出し、「見守り」「支える」という考えを浸透させていく子育ての“ネットワーク”づくりが必要となります。
- そのためには、サービスの担い手が行政だけではなく、各種団体や地域住民による地域力も必要です。子育てに対する多様なニーズに対して、地域が主体となった多様なサポートが求められています。

具体的な施策

施策(1) 住民による子育て支援の充実

- 地域が子どもの健やかな成長を支えていくために、子育てサークルや各種団体をはじめ地域の住民が主体となり、地域の社会資源を十分活用しながら、行政では担いきれないサービスを支える身近な“サポーター”として、子育てによる地域の結びつきを強める取り組みをすすめます。

①地域の子どもたちの「見守り」「声かけ」運動の実施

- ・地域の子どもたちの行動を温かく見守っていくために、「見守り」「声かけ」運動を広報等によって呼びかけていくことで、地域住民とのふれあう機会を増やし、子育てを地域で支え合う意識の啓発に努めます。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 1期評価 | 今後の方針 |
|------------|-----------------------|------|------|-------|
| 見守り・あいさつ運動 | 健康福祉課 町民生活課 教育課 | 町 | B | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施、

②地域の子育て経験者等、地域の人材活用・育成にむけた取組

- ・地域の子どもを住民が「見守る」「支える」といった、地域との結びつきによる子育て支援が少なくなってきたことから、保育所等や行政によるサービスだけでなく、ボランティア登録している地域の子育て経験者やジュニアボランティアといった地域の人材を活用した子育て支援をすすめます。
- ・ファミリー・サポート・センターは本町では実施していませんが、八戸市社会福祉協議会において事業を実施しており、近隣8市町村の利用調整を行っています。町の子育て経験者の提供会員登録を促進し、利用しやすい環境を整えます。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 1期評価 | 今後の方針 |
|-------------|-------|------|------|-------|
| 民生委員・児童委員活動 | 健康福祉課 | 町 | B | 継続 |
| 地域人材の活用 | 健康福祉課 | 町 | B | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施

施策(2) 家庭や地域の教育力の向上

○子育てを通して家庭や地域住民がともに成長できる機会となるように、学校教育ではなかなか得られない、親子のふれあい、地域住民との世代を超えた交流、自然体験、社会体験等を通して、家庭での教育のあり方や地域との結びつきを身につける機会づくりを促進します。

①家庭教育への支援の充実

- ・家庭教育は、親と子のふれあいを通じて、子どもの心身の発達に即して、ものの感じ方や考え方の基本を育成する場であり、家庭教育講演や、親子ふれあい活動等を通して、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供等、家庭の教育力の向上に努めます。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 1期評価 | 今後の方針 |
|-----------|-----|------|------|-------|
| 家庭教育学級の開催 | 教育課 | 各小学校 | C | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施

②社会教育の推進

- ・家庭、学校、地域等が連携して、それぞれの機能を発揮し、その役割を分担しながら、子どもたちの健全な育成に努めます。
- ・さらに学習活動や各種団体の活動を通して、身体的、社会的、精神的な“自立意識”を確立していきます。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 1期評価 | 今後の方針 |
|---------------------|-----|--------------|------|-------|
| ジュニアリーダーの育成活動 | 教育課 | 町子ども会 連合会 | C | 継続 |
| (再掲) スポーツ少年団育成活動 | 教育課 | 町体育協会 | C | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施

③社会教育関係団体等との連携

- ・社会教育関係団体等に対して、その自主性を尊重しつつ、生涯学習の振興に努めます。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 1期評価 | 今後の方針 |
|----------------|----------------|----------|------|-------|
| 子ども会・連合PTAへの支援 | 教育課 | 教育課 | C | 継続 |
| 婦人会・老人クラブとの連携 | 教育課 社会福祉協議会 | 町 各団体 | B | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施

推進施策2 とともに支えあう協力体制づくり

現状と課題

- 少子化の進行、家庭や地域における子育て機能の低下等により、現在の子どもを取り巻く環境は大きく変化し、その対策が緊急かつ重要な課題となっています。
- 母親（女性）の抱える負担をできるだけ軽減していくためにも、家庭では父親（男性）にも子育てや家庭のことに協力する意識を浸透させていく必要があります。
- また、近年深刻な社会問題としてあげられている児童虐待への対応や離婚の増加等による母子家庭等への自立支援については、地域の子どもが等しく「生きる力」を育んでいくためにも、行政による支援や子育て家庭だけに留まらず、地域でともに支えあう力を育む必要があります。

具体的な施策

施策(1) 仕事でも家庭でも「男女共同参画」意識の浸透

- 地域が子どもの健やかな成長を支えていくために、子育てサークルや各種団体をはじめ地域の住民が主体となり、地域の社会資源を十分活用しながら、行政では担いきれないサービスを支える身近な“サポーター”として、子育てによる地域の結びつきを強める取り組みをすすめます。

①親父の会・父親委員会

- ・現在、階上中・石鉢小・赤保内小で結成されています。
- ・父親も積極的に育児・教育に参加することによって、母親の抱える負担を軽減できるため、今後も各小中学校にはたらきかけていきます。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 1期評価 | 今後の方針 |
|------------|-----|--------------|------|-------|
| 親父の会・父親委員会 | 教育課 | 各小中学校 PTA | B | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施

施策(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現にむけ、企業、働く者、住民が理解し、合意形成の促進を図ります。

施策(3) 母子家庭等の自立支援の推進

- 近年の母子・父子家庭は増加の傾向にあり、今後も引き続きそれらの家庭に対する支援は必要であると考えられます。
- そのため、児童扶養手当やひとり親医療費についてもれなく説明し、母子・父子家庭としての自立に努めます。

①自立支援への相談活動

- ・母子・父子家庭の自立に必要な、生活支援および就業に関する情報提供、相談指導等の支援を行います。
- ・母子・父子家庭等の制度についての冊子やホームページへの掲載など簡単に住民が入手できるようにPR方法の工夫に努めます。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 1期評価 | 今後の方針 |
|------------------|-------|------|------|-------|
| 保育所入所基準 | 健康福祉課 | 町 | B | 継続 |
| 相談体制・情報提供の充実 | 健康福祉課 | 町 | B | 継続 |
| 母子自立支援員・婦人相談員の配置 | 健康福祉課 | 県 | C | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施

基本目標 4 児童虐待防止や貧困対策を含めた、安心・安全な子育て環境づくり

推進施策 1 児童虐待防止や貧困対策の支援の充実

施策(1) 児童虐待防止対策の充実

現状と課題

- 子どもの虐待の背景には、子育てによる地域や家庭での孤立感、子育て不安といったことに加え、社会的要因等によっても児童虐待へ追い込まれてしまうことがあるといわれています。
- こうした子育て家庭の抱える親の不安や悩みを把握し、子どもへの虐待行為を未然に防ぐための訪問・相談によるケア活動を行うとともに、早期に発見・対応できる体制づくりに努めます。
- また、DVによる母子の不安や悩みについても、関係機関と連携を図りながら、適切な対応ができる仕組みづくりに努めます。

具体的な施策

① 児童虐待予防防止にむけた関係機関との連携

- ・児童虐待の早期発見・対応にむけて「要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関等との連携を図りながら、適切な対応ができる取り組みをめざします。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 1期評価 | 今後の方針 |
|-----------------|-------|------|------|-------|
| 要保護児童対策地域協議会の開催 | 健康福祉課 | 町 | B | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施

② 相談活動の充実

- ・子育て家庭での子どもへの虐待を未然に防ぐために、子育てサークルや乳児健診での相談機会を利用した児童に関する相談活動や育児不安解消にむけた取り組みを今後も積極的に進めます。
- ・また、保健師等との連携により妊産婦への訪問時も相談活動として、子育て家庭での児童虐待防止に努めます。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 1期評価 | 今後の方針 |
|----------------------|-------|---------|------|-------|
| 相談・訪問活動 | 健康福祉課 | 町 | B | 継続 |
| 婦人相談員・母子自立支援員による相談活動 | 健康福祉課 | 県 | C | 継続 |
| 子育てサークル等との連携 | 健康福祉課 | 子育てサークル | B | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施

施策(2) 経済的支困難を抱える家庭への支援

現状と課題

○近年社会情勢の変化に伴う子育て世帯の所得の減少や社会的孤立の拡大などが深刻化しています。貧困の状態にある子どもが健やかに成長できる環境づくりはもとより、子どもが生まれ育った環境に左右されない社会の実現を推進することが求められています。

施策の取組

子供たちが、経済状況にかかわらず、自立する力をのばすために保護者への支援に取り組みます。

① 経済的支援策

- ・教育の無償化 資料編 3 に記載
- ・平成22年から中学校修了前までの児童を養育している家庭に児童手当の支給を行っています。（所得制限があります）

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 1期評価 | 今後の方針 |
|---------|-------|------|------|-------|
| 児童手当の支給 | 健康福祉課 | 町 | B | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施

- ・母子・父子家庭等に対して、児童扶養手当の支給、医療費の助成をはじめ、生活費、養育費、教育費といった、経済上の諸問題による支援を推進します。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 1期評価 | 今後の方針 |
|---------------|-------|------|------|-------|
| 児童扶養手当の支給 | 健康福祉課 | 県 | B | 継続 |
| ひとり親家庭等医療費の給付 | 健康福祉課 | 町 | B | 継続 |
| 母子寡婦福祉資金の貸付 | 健康福祉課 | 県 | C | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施

推進施策2 子どもを安心して育てられる環境づくり

現状と課題

- 地域で子どもを育てていくためには、家庭での生活環境、地域や仲間同士の協力、行政等によるサービス等も重要となりますが、安心して育てられる環境であるかという点も欠かせない要素です。
- 町内で子どもを安心して育てられるよう、道路環境整備や子どもの遊び場の安全性の確保、地域の環境美化等に努め、良好な子育て環境づくりをめざします。

具体的な施策

施策(1) 安全な道路環境等整備

- 住民の誰もが安心して通行できる快適な生活道路をめざして、歩行や防犯灯の整備を行い、今後も安全な歩道環境の整備をすすめます。

①交通安全施設対策事業

- ・町内の歩道等の整備を行い、通行環境の整備に努めます。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 1期評価 | 今後の方針 |
|------------|-----|------|------|-------|
| 交通安全施設対策事業 | 建設課 | 町 | B | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施

②防犯灯の設置

- ・町内にある地区の要望に応じて防犯灯を設置し、安全に通行できる歩行環境づくりに努めます。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 1期評価 | 今後の方針 |
|---------|-------|------|------|-------|
| 防犯灯設置事業 | 町民生活課 | 各行政区 | B | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施

施策(2) 安心して遊び生活することができる環境の整備

- 子育てにふさわしい環境づくりにむけて、子ども同士や親子で楽しく遊べる拠点となる公園をはじめ、保育施設や家庭で健やかに過ごせるよう、安心・安全な生活環境の確保をめざします。

①親子で安心して遊べる公園の整備

- ・町内の公園が子育て家庭にとって、子どもを安心して遊ばせることのできる場として利用され、また住民の憩いの場、安らぎのある場となるよう、定期的な管理を行うとともに、住民一人ひとりがきれいな公園づくりにむけて意識の啓発に努めます。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 1期評価 | 今後の方針 |
|---------------------|------------------|------|------|-------|
| 遊具の整備 | 建設課・教育課 産業振興課 | 町 | C | 継続 |
| 公園等屋外施設の清掃 (トイレ) | 建設課・教育課 産業振興課 | 地域住民 | C | 継続 |
| 公園等清掃 | 建設課・教育課 産業振興課 | 地域住民 | C | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施

②良好な施設環境の確保

- ・新築や改装工事後には、建材から室内に発生する揮発性化学物質等が原因で体調不良または健康障害を引き起こす場合があります。
- ・子どもが安心して学ぶことのできる学校環境の整備にむけて、また施設管理として、室内の空気環境の安全性を確保するための検査等を実施します。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 1期評価 | 今後の方針 |
|----------|-----|------|------|-------|
| 学校財産管理事業 | 教育課 | 町 | C | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施

施策(3) 環境美化の推進

○町内は自然環境に恵まれた地域です。きれいな水や空気を保全していくためにも、環境美化への取り組みは、豊かな自然環境を次世代へ残していく意味で、重要な取り組みとなります。

○また、次世代を担う子どもたちにとっても、郷土愛を育み、地域とともに活動する取り組みは、地域を身近に感じる大切な機会です。

○今後も地域ぐるみで環境美化へ取り組み、住民同士が協力する活動を推進します。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 1期評価 | 今後の方針 |
|---------------|-------|------|------|-------|
| 不法投棄禁止等看板設置 | 町民生活課 | 町 | B | 継続 |
| 町内一斉クリーンアップ作戦 | 町民生活課 | 各行政区 | B | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施

①ごみの減量化の取り組み

- ・家庭から出されるごみの減量化、また生ごみに含まれる環境に有害な物質を減らすため、広報等により住民への周知を図ります。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 1期評価 | 今後の方針 |
|-----------|-------|------|------|-------|
| ごみの減量化の周知 | 町民生活課 | 町 | B | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施

②リサイクルへの取り組み・活用

- ・地域の小中学校等の社会科見学の場として、施設見学等を活用し、リサイクルへの取り組み意識の向上を図る学習機会づくりを推進します。
- ・また、ごみのリサイクルや分別、出し方についての情報を、広報によって広く住民への周知を図り、リサイクルへの取り組みの向上に努めます。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 1期評価 | 今後の方針 |
|----------------------|-------|-----------|------|-------|
| 施設見学および分別・リサイクル推進の指導 | 町民生活課 | リサイクルセンター | B | 継続 |
| 広報によるリサイクル分別の啓発 | 町民生活課 | 町 | B | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施

推進施策3 子どもを守る“地域力”の向上

現状と課題

- 町内で子どもたちが安心・安全な暮らしを確保するためには、基盤整備を含めた環境整備が必要であるとともに、そうした環境のなかで生活する子どもたちの行動を「見守り」「支える」活動も重要となります。
- 子どもの交通安全確保や犯罪等から守るための活動を通して、地域で子どもの健全な育成が図れるよう、住民による“地域力”の向上に努めます。

具体的な施策

施策(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

- 交通流量の増加とともに、地域での交通安全を今後も確保していくために、関係機関との連携・協力をしていながら、交通安全教育、交通事故の防止対策等、活動の推進を図ります。

①交通安全教育の推進

- ・地域住民や子どもに交通ルールや交通マナーを身につけさせるため、ライフステージに応じた交通安全教育を推進します。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 1期評価 | 今後の方針 |
|----------------|-------|--------------|------|-------|
| 新入学児童交通安全教室 | 教育課 | 各小学校PTA | B | 継続 |
| 交通安全教室 | 町民生活課 | 各保育所 各小学校 | B | 継続 |
| 交通安全に関する広報誌の発行 | 町民生活課 | 地元交番 | B | 継続 |
| 自転車実技指導 | 教育課 | 各小中学校 | B | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施

②関係機関との連携

- 子どもを交通事故等から守るために、各種団体との連携・協力を図りながら、総合的な交通事故の防止対策を推進します。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 1期評価 | 今後の方針 |
|------------|-------|------------|------|-------|
| 交通安全推進への取組 | 町民生活課 | 町交通安全対策協議会 | B | 継続 |
| 県境交通安全大会 | 町民生活課 | 町 | B | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施

施策(2) 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

- 〇おもに思春期の男女による生活への害を及ぼすような犯罪や事故、災害を未然に防ぎ、地域で心身ともに健全な育成が図れるよう、地域、関係団体、学校、家庭が一体となった地域ぐるみでの活動をすすめます。

①地域ぐるみの防犯

- 歩行中に身の危険を感じたらいつでもとびこめる「110番の家」の表示をするとともに、毎月、町広報と一緒に交番からも広報を配布して注意をよびかけ、地域ぐるみでの防犯活動を推進します。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 1期評価 | 今後の方針 |
|------------------|-------|-----------|------|-------|
| 防犯・緊急時のための広報啓発活動 | 町民生活課 | 町 地元交番 | B | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施

②青少年の非行防止

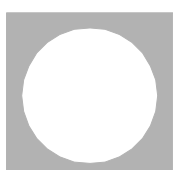
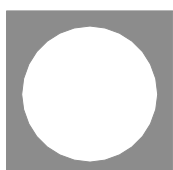
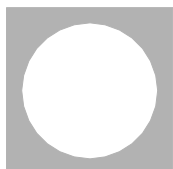
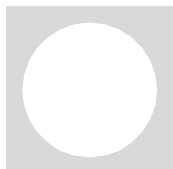
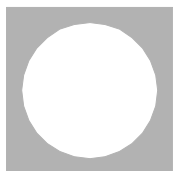
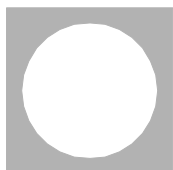
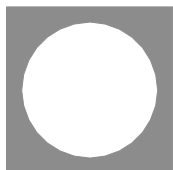
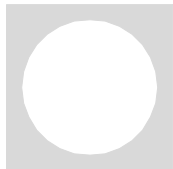
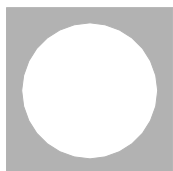
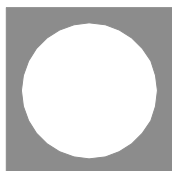
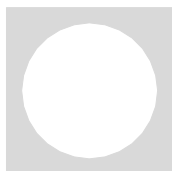
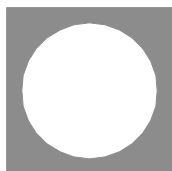
- 青少年の非行を防止するために、各関係機関・団体・家庭等が連携し、総合的な非行防止対策を推進します。

| 事業名 | 担当課 | 実施主体 | 1期評価 | 今後の方針 |
|----------------|-------|-----------------|------|-------|
| 青少年健全育成推進会議の開催 | 教育課 | 青少年問題協議会 | C | 継続 |
| 防犯球技大会 | 町民生活課 | 町防犯協会 安協階上支部 | B | 継続 |

※後期評価＝「A」：目標達成、「B」：充実・目標に向かって推進、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施

第 6 章

計画の推進体制

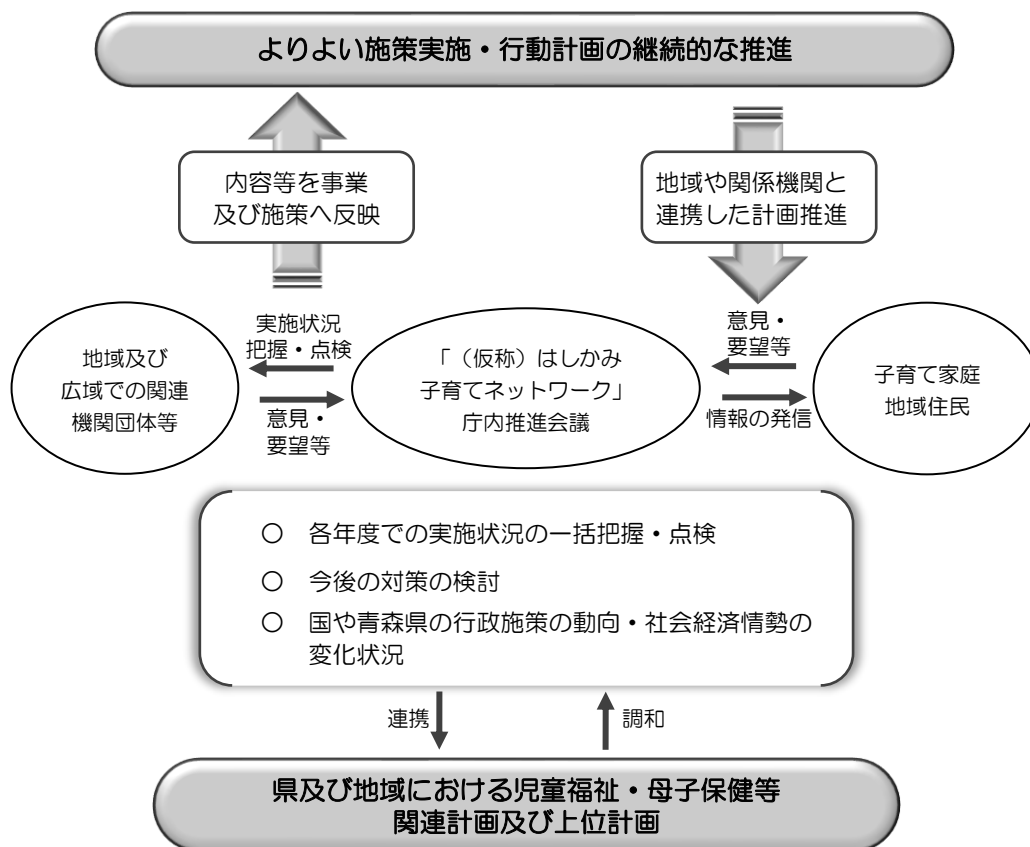


第6章 計画の推進体制

1 推進体制の整備

本計画の基本理念に基づいて計画をすすめるために、つぎのような推進体制によって本計画を実施し、子育てにおける地域の“ネットワーク”づくりをすすめます。

図 6.1 行動計画の点検及び“ネットワーク”づくりへの推進体制



2 関連機関や民間企業との連携

！ネットワークづくりへむけて・・・

⇒ 関係機関・民間団体とも協力しあって、子育ての“ネットワーク”づくりをすすめます。

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や町内外のさまざまな関係施設等が、それぞれの役割を担い、相互に協力しあえるよう、有機的な連携体制づくりをめざします。

また子育て家庭にとって身近で、さまざまな支援を行っている民間団体等とも、情報交換や協力を求めながら、計画の推進を図ります。

3 計画の進行管理および計画の点検・評価

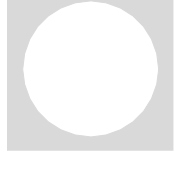
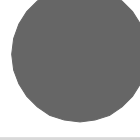
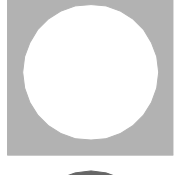
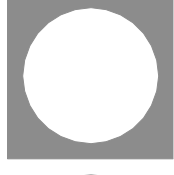
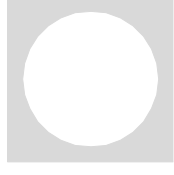
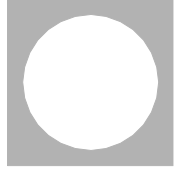
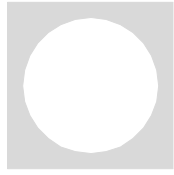
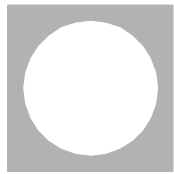
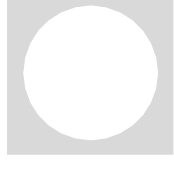
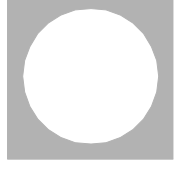
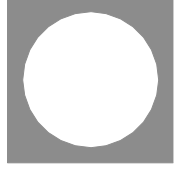
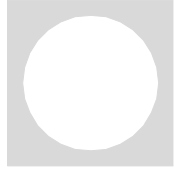
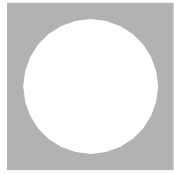
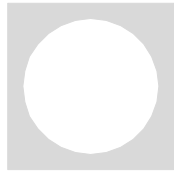
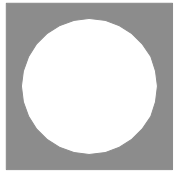
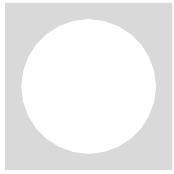
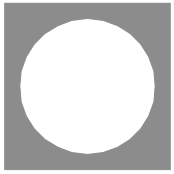
！よりよい計画推進のために・・・

⇒ 階上町子ども・子育て会議を開催して、効果的な計画推進をめざします。

本計画の推進に当たっては、計画推進期間中の各年度において、施策及び実施事業の状況を一括して把握・点検しつつ、その結果を次年度の事業実施や計画の見直しに反映させていく必要があります。

そこで「階上町子ども・子育て会議」を開催し、次世代を担う子どもたちや子育て家庭を主体とした地域のめざす子育てスタイルの確立にむけて、庁内全体での連携体制のもと、本計画の効果的な推進をめざします。

資料編

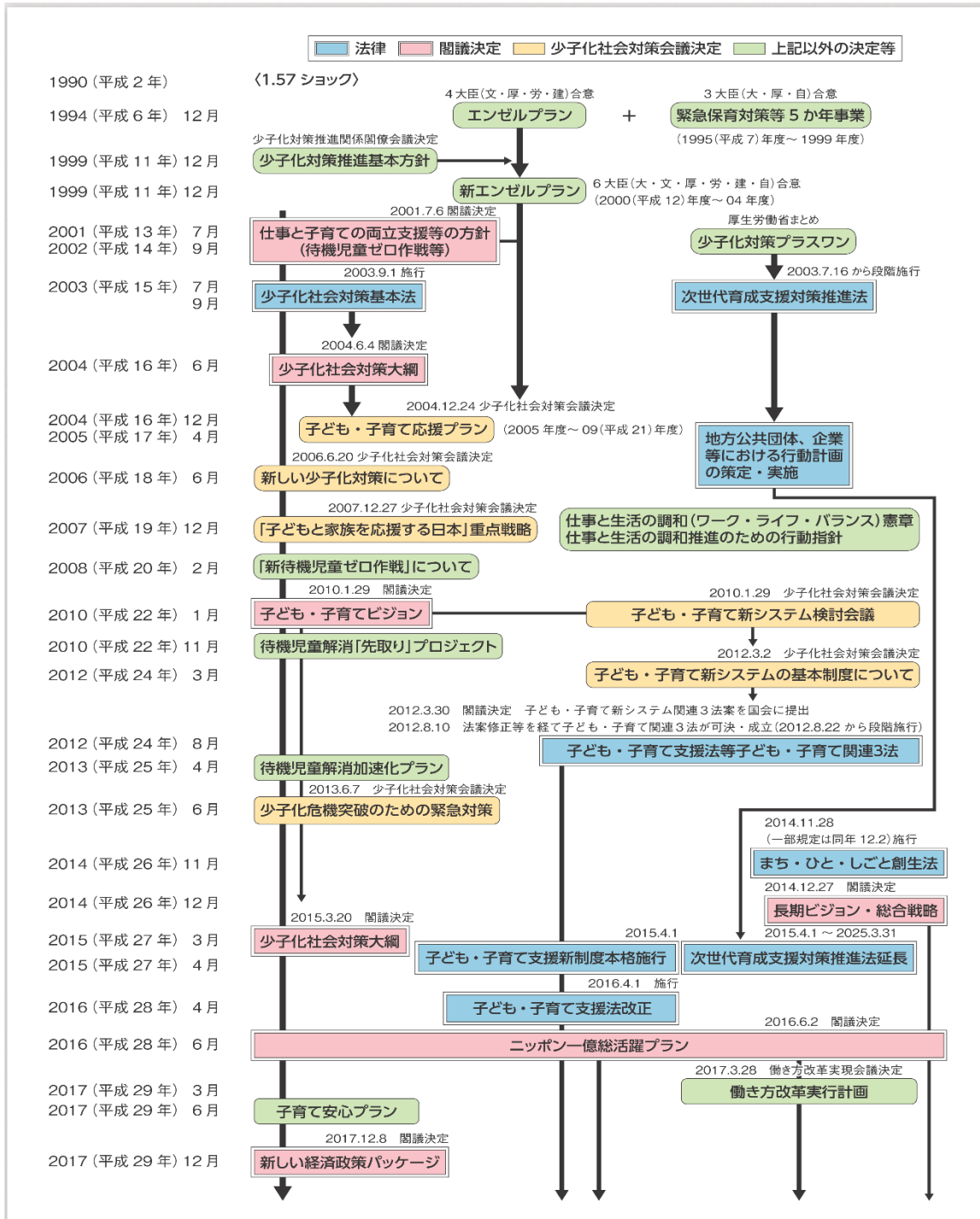


資料編

1 国における少子化対策の経緯

国がこれまで実施してきた経緯は下図のとおりですが、効果はあったものの少子化傾向にまだ歯止めがかからないために、子ども・子育て新システム関連3法が誕生しました。

図7.1 国における少子化対策の経緯



資料：内閣府発行「平成30年版少子化社会対策白書」より



2 制度の事業体系

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

(1) 子どものための教育・保育給付

■施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」「幼稚園」「認可保育所」の教育・保育施設です。市町村が各施設等に対して施設型給付費を支給することになります（法定代理受領）。

ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

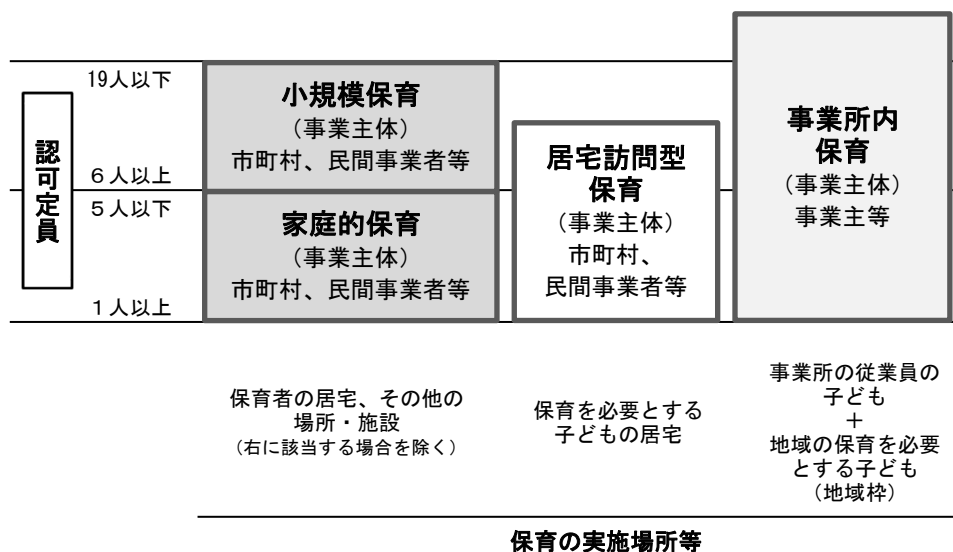
- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

■地域型保育給付

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

図7.2 地域型保育事業の構成

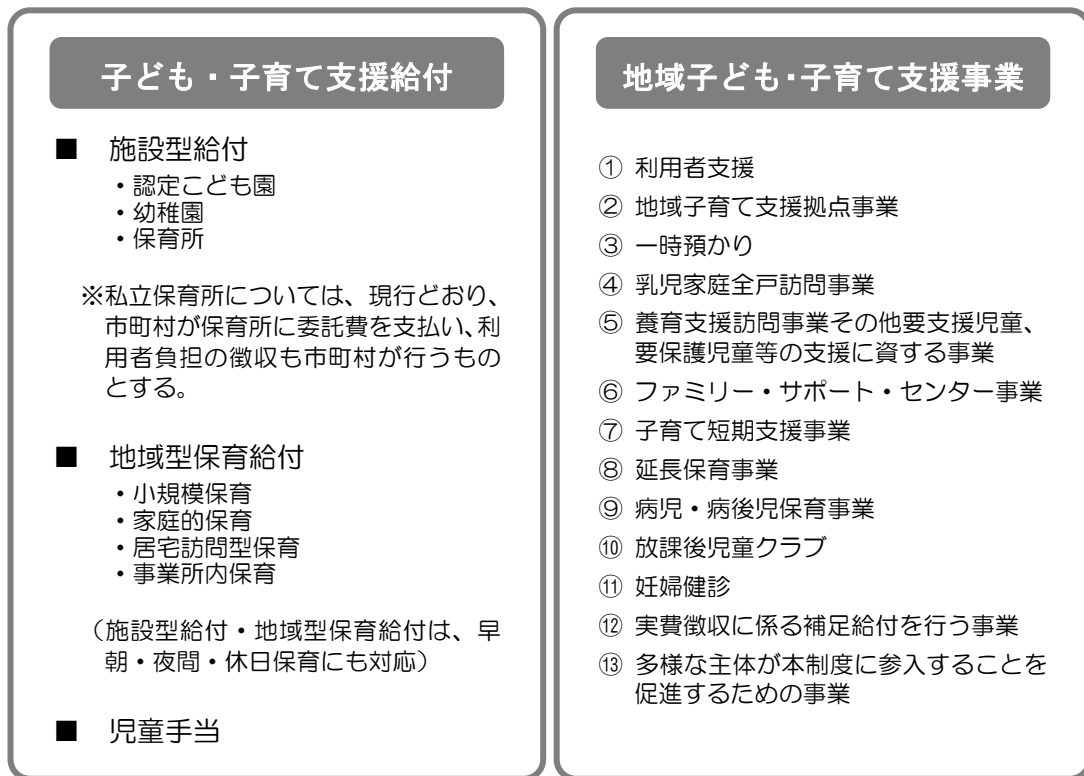


資料：国子ども・子育て会議資料

(2) 地域子ども・子育て支援事業の種類

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。この事業は子ども・子育て支援法で13事業定められており、その13事業は交付金の対象となります。

図7.3 事業の体系



(3) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

■認定区分

認定は次の1～3号の区分で行われます。

| 認定区分 | 対象者 | 対象施設 |
|------|---|------------------------|
| 1号認定 | 満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども （保育の必要性なし） | 幼稚園 認定こども園 |
| 2号認定 | 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども （保育を必要とする子ども） | 保育所 認定こども園 |
| 3号認定 | 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども （保育を必要とする子ども） | 保育所 認定こども園 地域型保育 |



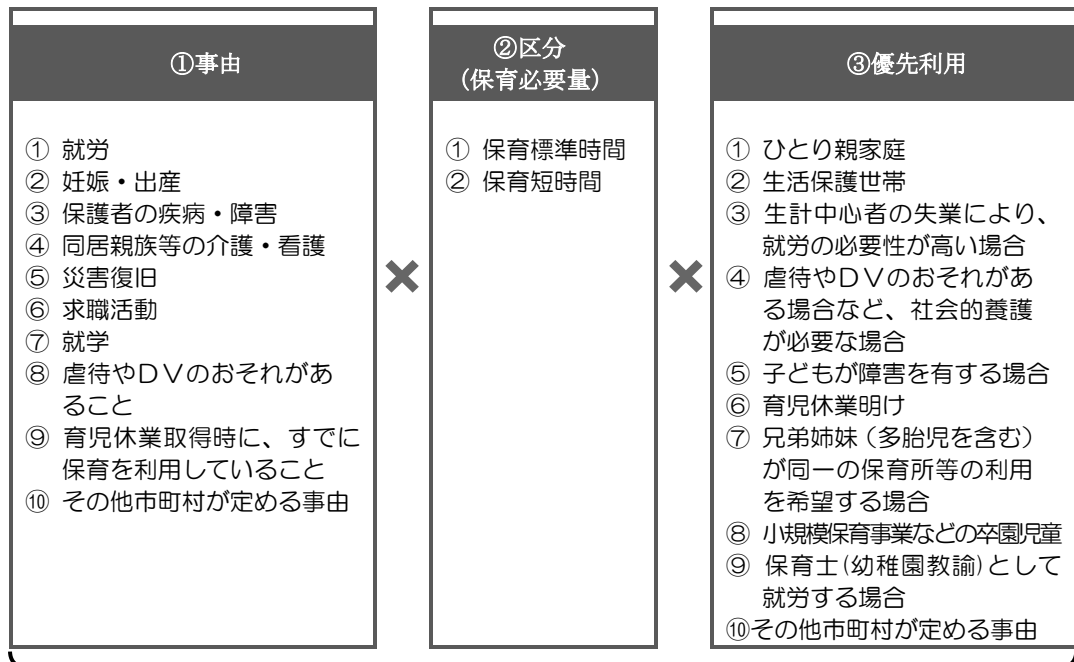
■認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたっては以下の3点について基準を策定します。

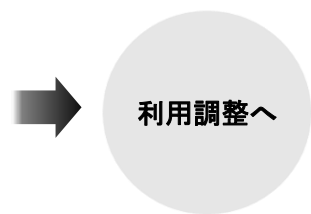
| | |
|------|---|
| 事 由 | ①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障害、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして町が定める事由 |
| 区 分※ | ①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用（現行の11時間の開所時間に相当） ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用（町では、下限時間を48時間以上と設定） |
| 優先利用 | ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等 |

※区分は、月単位の保育の必要量に関する区分です。

図7.4 保育の必要性の認定



| 保育の必要性認定・指数（優先順位）づけ | |
|-------------------------|------|
| < 保育標準時間 > | |
| Aグループ（10点） | 計 X人 |
| ○○ ○○ □□ □□ | |
| Bグループ（9点） | 計 Y人 |
| ○○ ○○ □□ □□ | |
| ※保育短時間も同様 | |



資料：内閣府、第11回子ども・子育て会議配布資料「保育の必要性の認定について」対応方針案

3 保育料の無償化について

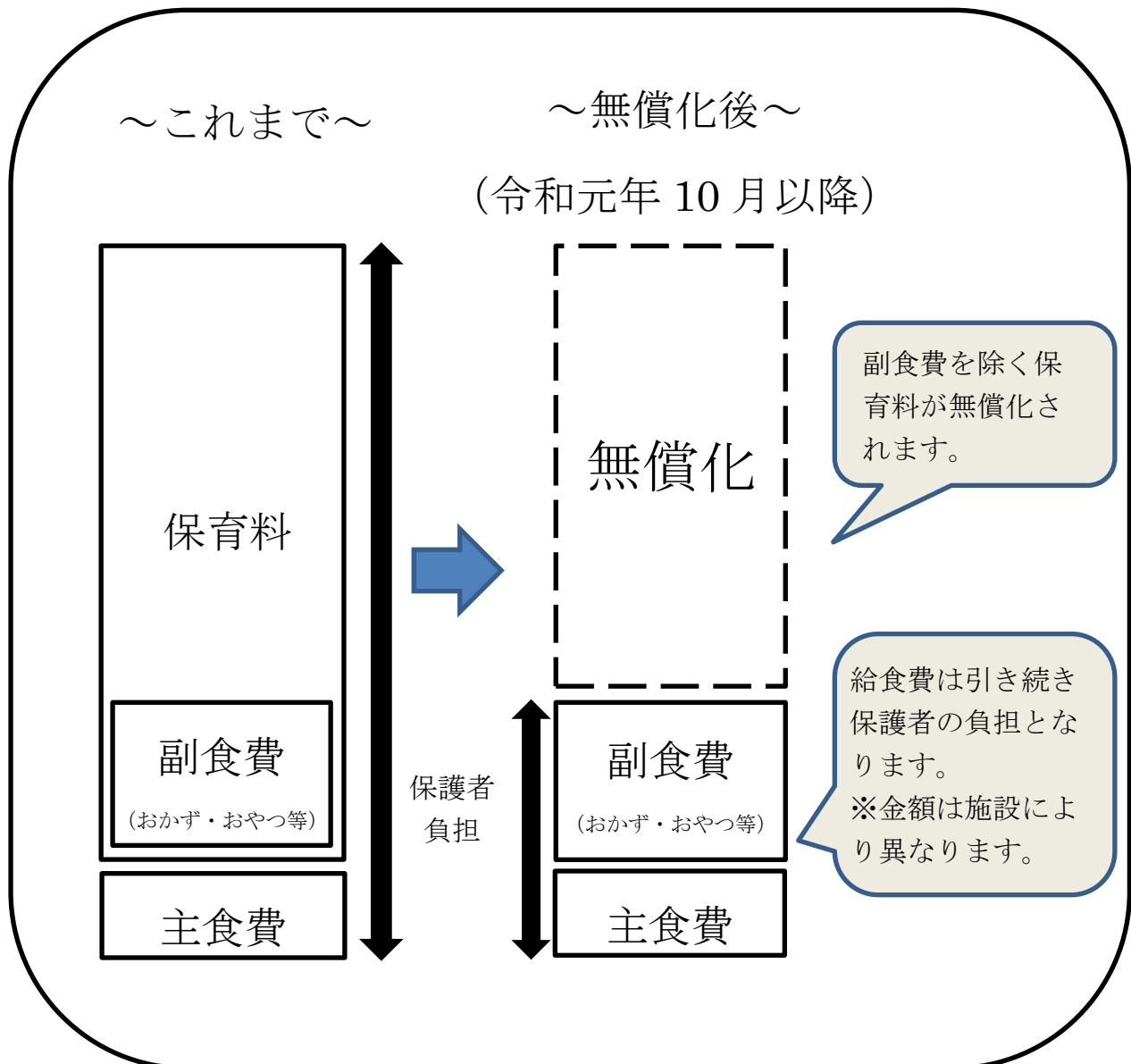
(1) 保護者負担について

令和元年10月から、3～5歳のお子様について、保育料が無償化されました。

保育所等の給食費については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため保育所等を利用する保護者も、自宅で子育てを行う保護者と同様にその費用を負担することが原則となりますので、保育料の無償化後も引き続き、保護者の皆様の負担となります。

- ・ただし、世帯所得が360万円未満相当の世帯又は年収に関わらず第3子以降のお子様については、副食費が免除されます。

図7.5 副食費について





(2) 無償化の対象となる子どもについて

| 施設種別 | | 対象となる子ども | 内容 |
|---------------------------------------|--|----------|---|
| 幼稚園 | | 3～5歳 | 子ども・子育て支援制度に移行している幼稚園は月額上限2.57万円として、利用料が無償化されます。 |
| 認可保育所 認定こども園 地域型保育 企業主導型保育事業 | | 0～5歳 | 0～2歳は住民税非課税世帯を対象とし、3歳以上は全ての子ども利用料が無償化されます。 |
| 施設等 利用給付 | 子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園 | 3～5歳 | 子ども・子育て支援制度の幼稚園における利用者負担額を上限として無償化されます。 |
| | 特別支援学校の幼稚部 | 3～5歳 | 3～5歳の就学前の障がい児の発達支援（いわゆる障がい児通園施設）を利用する子どもたちについて、利用料が無償化されます。 |
| | 認可外（無認可）保育園 | 0～5歳 | 保育の必要性があると認定された3～5歳を対象として、認可保育所における保育料の全国平均額までの利用料が無償化され、0～2歳については、住民税非課税世帯を対象として、月額4.2万円までの利用料が無償化されます。 |
| | 預かり保育事業 | 3～5歳 | 保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園利用料の無償化の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。 |
| | 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業 | 0～5歳 | 特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）又は特定地域型保育事業を利用できていない方で保育の必要性がある場合は、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額（3～5歳までの場合、月額3.7万円）まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができます。 |

4 子ども・子育て会議

新制度では、有識者、地方公共団体、子育て当事者、子育て支援当事者などが子育て支援の政策プロセス等に参画・関与できる仕組みとして、内閣府に「子ども・子育て会議」を平成25年4月に設置し、子ども・子育て支援の意義や事業計画の記載事項等について定める「基本指針」及び各種の基準等について、順次検討を行っています。

また、市町村、都道府県においても、新制度の実施に関し調査審議等を行うための審議会その他の合議制の機関を置くよう努めることとされています。

(1) 設置条例

○階上町附属機関に関する条例 抜粋

(趣旨)

第1条 この条例は、法律その他別に定めがあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関のうち、条例で設置する町長その他の執行機関の附属機関について、その設置、名称、担任する事項及び委員の構成等に関し必要な事項を定めるものとする。

(附属機関の組織等)

第2条 町長その他の執行機関に別表に掲げる附属機関を設置し、当該附属機関において担任する事項、組織、委員の構成等、定数、任期等は、別表の当該各欄に掲げるとおりとする。

(附属機関の長等)

第3条 会長、委員長又は本部長（以下「会長等」という。）及び副会長、副委員長又は副本部長（以下「副会長等」という。）は、別表の会長等及び副会長等の選任方法欄に掲げる選任方法により選任する。

2 会長等は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長等及び副会長等とともに事故があるとき、若しくはともに欠けたとき、又は副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき若しくは欠けたときは、会長等があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(任命)

第4条 委員は、別表の委員の構成等の欄に掲げる者のうちから町長その他の執行機関が任命又は委嘱する。

2 委員等に欠員を生じた場合の補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 附属機関の会議は、必要に応じて会長等が招集する。ただし、附属機関設置後最初の会議又は会長等及び副会長等が不在の場合その他特別の場合の会議は、必要に応



じて当該附属機関が属する町長その他の執行機関が招集する。

- 2 会長等は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料提出の要求等)

第6条 会長等は、必要があるときは、関係者に対し説明その他必要な協力を求めることができる。

(臨時委員等の設置)

第7条 附属機関に、特別の事項の審議、専門事項についての調査、検査及び資料の収集又は助言等のため必要があるときは、臨時委員、専門委員又はアドバイザー（以下「臨時委員等」という。）を置くことができる。

2 前項の臨時委員等は、当該附属機関の属する執行機関が任命する。

(守秘義務)

第8条 委員及び臨時委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が規則で定める。

附 則(平成29年3月10日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第2条、第3条、第4条関係)

| 附属機関の属する執行機関 | 附属機関 | 担任する事項 | 組織 | 委員の構成等 | 定数 | 任期 | 会長等及び副会長等の選任方法 |
|--------------|--------------|--|-----------------|---|-------|----|----------------|
| 町長 | 階上町子ども・子育て会議 | 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務 | 会長 副会長 委員 | 子どもの保護者 教育関係者 保育関係者 学識経験を有する者等その他町長が必要と認められた者 | 15人以内 | 2年 | 委員の互選 |

別表第2（第4条関係）

| 名 称 | 委員長又は会長 (日額) | 委員 (日額) |
|-----------|-----------------|------------|
| 子ども・子育て会議 | 5,700円 | 5,300円 |

○階上町附属機関に関する条例施行規則 抜粋

(目的)

第1条 この規則は、階上町附属機関に関する条例（平成22年階上町条例第2号）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(招集)

第2条 附属機関を招集するには、少なくとも会議を開く日の3日前までに会議の日時、場所及び目的である事項を委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(会議録)

第3条 会長等は、会議録を作成しなければならない。

(附属機関の庶務)

第4条 附属機関の庶務は、別表に掲げる主管課等において行うものとする。

2 前項の庶務に従事する職員は、附属機関の会議に出席し、説明を行い、及び意見を述べることができる。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、附属機関の議事その他附属機関の運営について必要な事項は、会長等が附属機関に諮って定める。

附 則(平成29年3月31日規則第9号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

| 附属機関名 | 主管課等 |
|--------------|-------|
| 階上町子ども・子育て会議 | 健康福祉課 |



(2) 委員名簿

令和元年8月7日～令和3年8月6日

| 分野 | 所属 | 氏名 |
|---------|-----------------|--------|
| 子どもの保護者 | | 角地 由紀子 |
| 〃 | | 泉山 由美子 |
| 〃 | | 大崎 真由美 |
| 〃 | | 田村 佳奈子 |
| 保育関係者 | 道仏保育園 園長 | 千田 慶子 |
| 〃 | 階上保育園 園長 | 上山 美幸 |
| 〃 | はまゆりこども園 園長 | 信田 美幸 |
| 〃 | 石鉢保育園 園長 | 郷州 満 |
| 教育関係者 | 階上小学校長 | 杉本 光世 |
| 学識経験者 | 民生委員・児童委員（教員退任） | 川浪 秀一 |

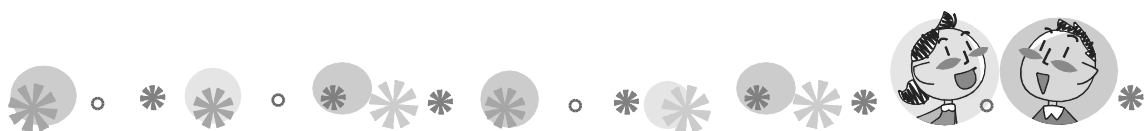
(3) 会議の開催日と審議内容

◆平成30年度

| | 開催日 | 審議内容 |
|-----|-----------|--|
| 第1回 | 平成31年1月7日 | <ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査内容の検討について 今後のスケジュールについて |

◆令和元年度(平成31年度)

| | 開催日 | 審議内容 |
|-----|-----------|---|
| 第1回 | 令和元年8月7日 | (委員委嘱) <ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果の報告について 階上町子ども・子育て支援事業計画(案)について 「量の見込み」の推計について 今後のスケジュールについて |
| 第2回 | 令和2年3月25日 | <ul style="list-style-type: none"> 階上町子ども・子育て支援事業計画(案)について パブリックコメントの実施について 階上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |



階上町 子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和2年3月

発行者 階上町 健康福祉課

住 所 〒039-1201 青森県三戸郡階上町大字道仏字天当平1-87

TEL 0178-88-2111 (代表) FAX 0178-88-2117

